

平成23年第4回(6月)みなかみ町議会定例会会議録第1号

平成23年6月7日(火曜日)

議事日程 第1号

平成23年6月7日(火曜日) 午前9時開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 議長諸報告
- 日程第4 請願陳情文書表
- 日程第5 議員派遣について
- 日程第6 報告第4号 平成22年度みなかみ町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について
報告第5号 平成22年度みなかみ町一般会計事故繰越し繰越計算書の報告について
報告第6号 財団法人新治農村公園公社の経営状況の報告について
報告第7号 みなかみ町土地開発公社の経営状況の報告について
- 日程第7 諮問第1号 人権擁護委員の候補者の推薦につき意見をもとめることについて
諮問第2号 人権擁護委員の候補者の推薦につき意見をもとめることについて
- 日程第8 議案第50号 群馬県市町村総合事務組合の規約変更に関する協議について
- 日程第9 議案第51号 みなかみ町税条例の一部を改正する条例について
- 日程第10 議案第52号 みなかみ町生活管理短期宿泊事業費用徴収条例の一部を改正する条例について
- 日程第11 議案第53号 みなかみ町下水道条例の一部を改正する条例について
- 日程第12 議案第54号 平成23年度みなかみ町一般会計補正予算(第2号)について
- 日程第13 一般質問

- ◇ 林 一彦 君 1. みなかみ町の防災体制の見直しと総合防災訓練について
- ◇ 阿部賢一 君 1. 危機管理と防災対策について
- ◇ 内海敏久 君 1. 新規就農者にみなかみからの援助を
2. 首都圏の水源を外資による山林買収防止

- ◇ 原澤良輝 君 . . . 1. 町の防災対策等について
2. 町の花「やまぶきの里」つくり等について

 - ◇ 島崎栄一 君 . . . 1. 猿の動物園をつくる
2. 粗大ゴミを町民が捨てやすいように町はどのように支援しているのか
-

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員 (18人)

1 番 小 林 洋 君	2 番 内 海 敏 久 君
3 番 中 島 信 義 君	4 番 前 田 善 成 君
5 番 阿 部 賢 一 君	6 番 林 一 彦 君
7 番 山 田 庄 一 君	8 番 河 合 生 博 君
9 番 林 喜 美 雄 君	10 番 原 澤 良 輝 君
11 番 島 崎 栄 一 君	12 番 高 橋 市 郎 君
13 番 小 野 章 一 君	14 番 中 村 正 君
15 番 河 合 幸 雄 君	16 番 鈴 木 勲 君
17 番 森 下 直 君	18 番 久 保 秀 雄 君

欠席議員 な し

会議録署名議員

2 番 内 海 敏 久 君	12 番 高 橋 市 郎 君
---------------	----------------

職務のため議場に参加した事務職員の職氏名

議会事務局長 鈴木初夫 書記 本間泉

説明のため出席した者

町長	岸良昌君	副町長	鬼頭春二君
教育長	牧野堯彦君	総務課長	篠田朗君
総合政策課長	宮崎育雄君	税務課長	石坂和利君
会計課長	永井泰一君	町民福祉課長	関章二君
子育て健康課長	青柳健市君	環境課長	須藤信保君
上下水道課長	杉木清一君	農政課長	高橋正次君
観光商工課長	真庭敏君	地域整備課長	増田伸之君
教育課長	青木寿君	水上支所長	中島直之君
新治支所長	岡田宏一君		

開 会

午前9時 開会

議長（久保秀雄君） おはようございます。

本日、議員各位におかれましては、諸般にわたりご多忙のところ、定刻までにご参集いただきまして、誠にありがとうございます。

ただ今の出席議員は、18名で定足数に達しておりますので、会議は、成立いたしました。

これより、平成23年第4回（6月）みなかみ町議会定例会を開会いたします。

町長あいさつ

議長（久保秀雄君） 本定例会に際し、町長より、あいさつの申し出がありましたので、これを許可いたします。

町長、岸良昌君。

（町長 岸良昌君登壇）

町長（岸良昌君） おはようございます。

樹々の緑も日を増す毎に深くなってまいりました。議員各位には6月定例議会を招集致しましたところ、早速、ご参集賜わり厚く御礼申し上げます。

さて、去る3月11日に発生した大地震により、東日本大震災の被災者支援につきましては、議会をはじめ町民の皆様のご理解とご協力を賜りましたことに、あらためて御礼申し上げます。ここで、これまでの取組を簡単に報告させて頂きたいと思っております。

地震、津波または原発事故による避難者の受け入れにつきましては、3月15日に専決処分による予算措置を行い、16日から受け入れを開始致しました。受け入れの相手先についても17日には福島県いわき市と調整が付き、原則いわき市民を対象に、滞在期間の限度を30日として受け入れを開始したところであります。その後、滞在期限については、避難者の諸事情を勘案して4月30日とし、さらに期限を迎えるにあたって、いろいろ聞き取った結果、原発の事故処理遅延や通学事情等から、延長が必要と判断致しまして、小中学校の学期末となる7月20日まで、再延長したところであります。

これまでの受け入れ状況でございますが、避難者の大多数は原発事故による放射能漏れを恐れて避難された方で、自家用車による自主避難でありました。ただ一部の方については、家が流された方も、家族が亡くなった、あるいは行方不明という方もいらっしゃいます。そういったお話を伺い、あらためて今回の災害の悲惨さを認識した次第でございます。6月1日現在の数字でございますが、これまでの受け入れ者の総数は1,225人で、延べ宿泊数は12,407となりました。この内、避難地でご苦労されている方を対象として2泊から3泊で滞在して頂く短期受け入れについては562名で延べ宿泊数は1,404となっております。また、6月3日の時点で引き続き37名が町内に滞在しておられ、その内小学生が8名、中学生が1名、町内の小中学校へ通学している状況であります。なお、今回の避難者の受け入れについては、民宿、旅館等の宿泊施設に受け入れて頂き、また、町観光協会にご協力を頂くとともに、大勢の町の方や諸機関からご支援を賜りました。個々具体的には申し上げますが、あらためて感謝と敬意を表し、心から御礼申し上げる次第であります。続きまして、被災地への職員派遣についてでございますが、4月22日に第1陣として2名の派遣を行い、1週間の交替で6月2日現在で計14名を派遣いたしております。これは、3月16日以来の被災者受け入れ業務に従事する中で、役場の職員が相手の立場になって考えるという行政担当者にとって重要な態度が涵養されているという実態が見られたこと、また、今回の震災が未曾有の規模であり、被災地の町村職員自身の被災等により対応職員が絶対的に不足し、業務量も多く全般に支障が生じている状況にあるという状況を現地で見させていただき、また、被災市町村を支援することが被災者を支援することになるといったような観点から派遣しているものであります。これらの点から職員の中から希望者を募り早くから準備を進めておったところでございますが、4月4日には県では県職員20名を宮城県と福島県に派遣することとなり、同時に町独自で派遣することを検討致しましたが、その後、市長会、町村会も県と連携し派遣する調整が進みましたので、みなかみ町としてもそれと協調して職員を派遣するというにいたしましたものであ

ります。当町の職員の多くに、同じ自治体の職員として可能な限り支援をしたいという強い思いがあり、また、被災現場における行政実務を体験することで、本町の災害対策における職員の訓練という観点もございます。派遣職員の人選については、各課において課内業務を調整する中で選出いたしまして、今後第18陣、8月26日という計算になりますが、それまでに延べ36名の派遣を予定しているところでございます。派遣職員各々からは、出発前には「町を代表して仕事をしてきます」という頼もしい決意があり、帰って来てからは「貴重な体験ができました」、あるいは「これからの仕事に活かします」、「派遣ありがとうございました」というような言葉が返ってきているところでございます。この震災における被災地支援職員の派遣は、被災地の支援はもとより、職員の人材育成、さらには今後におけるみなかみ町の災害対応の面からも、大いに役立つものと確信しているところであります。

また、改めて、東日本大震災によるみなかみ町の観光産業への影響について、ご報告いたします。東日本大震災の影響として、恐れていたことではありますが、宿泊者等のキャンセルが続出し、一時期は旅館・ホテルをはじめ観光関連事業者の中には、廃業を視野に入れるなど、みなかみ町でも過去に例の無いような深刻な状況となりました。このような中で、4月の初旬にはキャンセル率が82%に達したこともあった訳であります。宿泊事業者はゴールデンウィークがどのくらい埋まるのか大変危惧していたところでございます。みなかみ町観光協会では、町民を対象とした「ゴールデンウィーク町民感謝プラン」を企画してゴールデンウィークの空室防止に取り組みました。結果としては、近県からの個人客が来町してくださり、ゴールデンウィーク後に実施した調査によりますと、比較的天候に恵まれたこともあり4月28日から5月8日までの部屋の平均稼働率は、水上温泉が71.7%、猿ヶ京温泉は63.7%となりまして、昨年のゴールデンウィークに比べると水上温泉で3.7ポイントの増、猿ヶ京温泉では1.3ポイントの増という結果になりました。4月全体で観光客の入込状況でございますが、宿泊関係では水上温泉が対前年比で58.5%、猿ヶ京温泉では40.6%、上牧温泉等が103.4%となり、みなかみ町全体の宿泊数値では58.9%という状況になっております。この間の道の駅、あるいは日帰り入浴施設など、いわゆる観光客が立ち寄ります施設の数値で申し上げますと町全体で対前年比が68.5%、高速道路の各インターの出入り車両数の合計ということでみますと対前年比、月夜野インター、水上インターとも約90%という状況でありました。このようなことで、4月の観光客の入込者数は、前年は下回ったものの回復がみられたわけでございますが、今後の状況については議会のご理解も得まして始めました、5月21日から開始しております「エンジョイみなかみ町商品券プラン」これらのデータを含めまして今後集計していく中で、観光客の回復の状況、これについて判断していきたいと思っております。

また、福島原発事故に起因して、電力供給が低下しておりまして、東京電力の電力供給力が、従前の需要をまかなうには不足するということが、電力使用が増加する夏場において不測の停電が生ずることが懸念されているところであります。供給電力不足が特に心配されるのは、気温の上昇する午後1時から4時ということになっています。町では、その対応を検討し、貢献は例え僅かであっても国民的要請に応えていくことが必要であると判断したところでございます。このため、今年の夏は庁舎内の冷房を全面的に使用しないことと決定致しました。それに伴いまして、職員に暑さの中でも活動しやすい服装での勤務を認める他、午後には公式の会議を開催しないなど、いくつかの対策を実施いたします。また町の方々にも午後の電力需要のピークカットを行うよう要望することと致しまして、詳細の方法について検討しているところでございます。議員各位におかれましてもご理解とご協力をよろしくお願いしたいと思います。

さて、本定例会に提案いたします案件は、報告4件、諮問2件、条例改正等4件、補正予算が1件でございます。詳細につきましては、後ほど説明させていただきますので、よろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。開会にあたりましての挨拶とさせていただきます。よろしくお願い致します。

開 議

議 長（久保秀雄君） これより、本日の会議を開きます。

本日の会議は、お手元に配布いたしました議事日程第1号のとおりであります。
議事日程第1号により、議事を進めます。

日程第1 会議録署名議員の指名

議 長（久保秀雄君） 日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、議長において指名いたします。

2番 内 海 敏 久 君

12番 高 橋 市 郎 君 を指名いたします。

日程第2 会期の決定

議 長（久保秀雄君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

本定例会の会期につきましては、議会運営委員会にも諮りまして、本日6月7日より、6月15日までの9日間としたい考えであります。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(久保秀雄君) ご異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日より6月15日までの9日間と決定いたしました。

日程第3 議長諸報告

議長(久保秀雄君) 日程第3、議長諸報告を行います。

これより、議会閉会中の報告をいたします。

まず、最初に、3月定例会最終日翌日に発生した東日本大震災は、津波により、多くの犠牲者や行方不明者が出ました。みなかみ町議会として、心よりご冥福をお祈りいたします。また、東日本大震災では、家や職場を失った多数の被災者が出ました。いち早く被災者の受入を表明した当局に対し敬意を表します。この震災の被災地調査のため、3月19日から21日までの3日間小野副議長、3月25日には、河合産業観光常任委員長を現地へ派遣し被災者受入等、町が出来る救援対策の打合せに当局と共に議会代表として派遣をして参りました。

次に、広域関係について報告を申し上げます。前川場村議長の退任により、空白となっておりました利根郡町村議会議長に5月16日をもって私が就任いたしました。このことにより、群馬県町村議会議長会理事も兼務となることから、諸行事への代理出席も増え、副議長や各常任委員長に負担がかかる事も有りますのでよろしくお願いします。

議長(久保秀雄君) これにて議長諸報告を終了いたします。

日程第4 請願・陳情文書表

議長(久保秀雄君) 日程第4、請願・陳情文書表についてを議題といたします。

今期定例会において、本日までに受理しました請願・陳情はお手元に配布いたしました請願・陳情文書表のとおりであります。

平成23年第4回(6月)みなかみ町議会定例会請願文書表

番号	請願件名	請願人		受理年月日
	請願趣旨	紹介議員		付託委員会
請願 第 4 号	ゴミ0(ゼロ)についての 請願	みなかみ町上津2005-1		平成23年5月27日
		高橋 貞雄		厚生常任委員会
	<p>【請願趣旨】</p> <p>町内に発生する全てのゴミを5年をかけて0(ゼロ)にするものです。</p> <p>県下一広大な大地、無限に湧出する清水、利用先を待っている。間伐材使用により就労の場も考えられる。ダム湖の漁業の起業化の取り組みは、町の自然美を、子孫孫の時代まで生き残れる事業の一つである。</p> <p>この計画に先駆けて、月夜乃環境整備発明協会を結成しました。</p> <p>間伐材利用(バイオマス便所)、発熱、発電事業等について先進町的な取り組みは始まりました。</p> <p>現在、奥利根アメニティの施設で遊んでいる場所をリホームすることで、廃棄物(汚泥)の処理でバイオマス事業は可能です。町民は、排水処理に多額の負担を課せられています。早急な対策をお願いします。</p> <p>【請願事項】</p> <p>一. 浄化槽の管理を自主管理にして下さい。</p> <p>二. 奥利根アメニティの事業内容を検討して下さい。</p>			

平成23年第4回(6月)みなかみ町議会定例会請願文書表

番号	請願件名	請願人	受理年月日
	請願趣旨	紹介議員	付託委員会
請願第3号	松くい虫防除についての請願	みなかみ町下津2080-2	平成23年5月27日
		中村区長 高橋 秀次	産業観光常任委員会
		森下 直	
	<p>【請願趣旨】</p> <p>ここ10年間位、松くい虫の防除をしていないため松枯れが目立つので早急に防除をお願いします。</p> <p>町の景勝地である黒岩八景及び高速道月夜野インターチェンジ付近の松くい虫の害が特に目立ってきています。名胡桃地区及び後閑地区への害の拡大を防ぐためにも早急な防除をお願いします。</p> <p>【請願事項】</p> <p>松くい虫防除等を早急にして下さい。</p>		

平成23年第4回(6月)みなかみ町議会定例会陳情文書表

番号	陳情件名	陳情人	受理年月日
	陳情趣旨	紹介議員	付託委員会
陳情第3号	東日本大震災風評被害及び自粛軽減に関する陳情書	みなかみ町後閑2623 株式会社サカト産業 代表取締役 坂戸 純一 賛同者ほか1610名	平成23年5月27日
		中村 正、小野 章一、 林 喜美雄	産業観光常任委員会
<p>【陳情趣旨】</p> <p>3月11日に発生した東日本大震災を受け、信じられない光景を目にし、こんな事が事実としてあるのだろうか、と衝撃を受けたものです。そして被災された方々へ心からお見舞い申し上げます。そしてあの日から2ヶ月半が経とうとしている現在、私自身日本国民として被災者に対して出来る限りの事をしたいと考えていますが、政府の対応について現地の状況やテレビ、新聞等の報道で察するところ満足のいかない状況であると思っています。</p> <p>私の仕事はきのこに関係する仕事で、福島第一原子力発電所放射能事故による風評被害を受けており、それだけでなく電力不足による節電及び自粛ムードの中の消費低迷、価格の下落に悩まされております。一例を挙げますと4月25日政府の発表として、福島県本宮市で生産された露地栽培の椎茸について原子力災害対策特別措置法により、出荷停止を指示したと、事前に何の説明もなく淡々と報道されました。この様な発表、報道が風評被害の引き金となり、益々価格低迷につながっているのが現状です。</p> <p>この様な現状下にあって、被災地及び我々の地域の為に自分達に出来ることは、風評被害の防止や、自粛ムードを軽減し消費活動の活性化を図ることではないかと考えます。</p> <p>については本趣旨を御理解願ひ、次について陳情するものであります。</p> <p>【陳情事項】</p> <p>一．放射能被害による風評被害防止対策を講じ、野菜や茸等の農産物消費拡大を推進して下さい。</p> <p>二．地域の消費活動活性化が図られるよう、町内における各種イベント等の自粛ムードを軽減して下さい。</p> <p>三．観光産業の立て直し。</p>			

議 長（久保秀雄君） 所管の委員会に付託いたしますので報告いたします。

日程第5 議員派遣について

議 長（久保秀雄君） 日程第5、発議第1号、議員派遣の件についてを議題といたします。
 本件につきましては、別紙のとおり、議員派遣をすることにご異議ございませんか。
 （「異議なし」の声あり）

議 長（久保秀雄君） ご異議なしと認めます。
 よって、本件は別紙のとおり議員を派遣することに決定いたしました。

日程第6 報告第4号 平成22年度みなかみ町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告 報告第5号 平成22年度みなかみ町一般会計事故繰越し繰越計算書の報告 報告第6号 財団法人新治農村公園公社の経営状況の報告 報告第7号 みなかみ町土地開発公社の経営状況の報告

議 長（久保秀雄君） 日程第6、報告第4号、平成22年度みなかみ町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についてから、報告第7号、みなかみ町土地開発公社の経営状況の報告まで以上4件を一括報告といたします。

町長より報告の説明を求めます。

町長岸 良昌 君。

（町長 岸 良昌君登壇）

町 長（岸 良昌君） 報告第4号から第7号について、一括してご報告申し上げます。

最初に、第4号の繰越明許費についてご報告致します。これは、平成22年度より23年度へ繰り越した事業の額が決定しましたので、地方自治法施行令第146条第2項によりご報告するものであります。繰越事業数は51事業、総事業費7億4650万698円となりました。事由別に申し上げますと、第一に、国の経済対策により予算措置した事業において、工期が短期間であるため年度内に事業完了できなかつたものが、2款総務費の高性能等アンテナ対策補助事業、町勢要覧作成事業、移住・定住促進事業、利根川源流のまち啓発事業、支所修繕工事、3款民生費の移動支援事業、地域活動支援センター事業、自立応援事業、老人福祉施設運営事業、いはるこども園プール改修事業、4款衛生費のビブワクチン接種費用助成事業、小児用肺

炎球菌ワクチン接種費用助成事業、旧衛生センター解体事業、6款農林水産業費の農山漁村活性化プロジェクト支援交付金事業、8款土木費の町道補修事業、SL機関車移転整備事業、湯原地区街なみ環境整備事業、後閑駅前駐車場整備事業、矢瀬親水公園管理事業、湯原温泉公園管理事業、高日向町営住宅給水対策事業、10款教育費の小中学校図書充実事業、小学校教育振興事業、中学校教育振興事業、水上中学校改築事業、図書館運営事業、体育振興事業の計27事業であります。

第二に、降雪等冬期間のため工事が執行できず繰り越したものが、7款商工費の歌碑移設事業の1事業であります。

第三に、事業関係者等との協議又は調整に不測の日数を要したために繰り越したものが、2款総務費の後閑駅トイレ改修事業、協働のまちづくり事業、地場産業振興対策事業、国際交流事業、3款民生費の園舎開放事業6款農林水産業費の遊神館維持管理事業、7款商工費のアドベンチャースポーツ安全度向上事業、8款土木費の町道悪戸関口線道路改良事業、橋梁長寿命化計画事業、後閑地区まちづくり交付金事業、悪戸矢瀬線道整備交付金事業、温泉街通り線道整備交付金事業、高日向A・B棟用途廃止事業、9款消防費の消防施設整備事業、10款教育費の中学生海外派遣事業、生涯学習推進講習会事業、生涯スポーツ推進講習会事業の17事業であります。

第四に、東日本大震災の影響により繰り越したものが、2款総務費の電波遮へい対策地上デジタル対応補助事業、3款民生費の東日本大震災支援事業、6款農林水産業費の中山間地域総合整備事業、小規模土地改良事業、8款土木費の町道入須川師田線道路改良工事事業、町営住宅維持修繕事業の6事業であります。以上、いずれもやむをえない事情により繰り越したものであり、ご理解賜ようお願い申し上げます、報告とさせていただきます。

次に、報告第5号についてご報告申し上げます。これは、繰越明許費として平成21年度より22年度へ繰り越した事業において、事故繰越しとして平成23年度へ繰り越した事業について、地方自治法施行令第150条第3項により、ご報告するものであります。

繰越事業は、8款土木費の後閑地区まちづくり交付金事業で、事業費は9490万4千円となりました。真政悪戸線工事において、橋脚の基礎工事を着工したところ、想定を超える転石のため、オールケーシング工法による施工が困難となり、代替工法の検討のため不測の日数を要し、繰り越したものであります。ご事情をご理解いただけますようお願い申し上げます。

次に、報告第6号、財団法人新治農村公園公社の経営状況の報告について、ご報告申し上げます。公社事業には公益事業と収益事業とがあり、公益事業を一般会計、収益事業を豊楽館会計・桃李館会計・遊神館会計に分けて事業を行っております。遊神館につきましては、昨年10月1日より一部分を業務委託しております、運営に努力をしておりますところであります。一般会計の主な事業といたしましては、美しい村づくりを推進する中で、パンジー苗1万2千本を育成し、美しい村づくりに努めているほか、大峰育成牧場の管理運営業務を行っております。農業関係では、パンジー、桜桃、高設苺の試験栽培を実施し販売額は1090万1千円でありました。次に

豊楽館会計であります。来場者数39万人で前年対比93.3%であり、事業収入では2億1033万円で対前年比96.4%の実績でありました。豊楽館関係の主な売上げ実績では、一般的な土産品の販売が3579万9千円で前年対比97.8%、農産物の直売では7218万3千円で前年対比96.6%、そば打ち体験は950万円で前年対比90%、ヨーグルトの販売は3094万3千円で前年対比86.7%でございました。次に桃李館会計ですが、入館者数では37,920人で、前年対比75%でございました。事業収入は、果物のもぎ取り、入園料、ジャム作り体験、パンづくり体験、バーベキュー、各種加工品、地域内の生乳を使用したアイスクリーム、農産物の直売等で、事業収入は、753万2千円で、前年対比90%の実績となっております。次に遊神館会計についてですが、昨年10月1日より受付業務、清掃業務、施設維持業務の受託及び飲食の提供を委託しております。10月から3月までの半年間の入館者数は3万5509人、前年同時期との対比では99.6%でございました。売上では2176万5千円で対前年同時期との対比では、107.8%でございます。詳細につきましては、今会期中に議会に対しまして、公社から説明を申し上げますので、その際充分にご検討下さるようお願い申し上げます。以上、財団法人新治農村公園公社の経営状況についての報告でございます。

次に、報告7号 みなかみ町土地開発公社の経営状況について、ご報告申し上げます。平成22年度は、公社自主事業である矢瀬蟹杵工業団地造成事業において、確定測量及び換地処分等造成事業が完成したことから、取引先でございます、ヤマキ株式会社と土地の清算を行い所有権移転登記を完了させ、土地の引き渡しをいたしました。なお、事業用地の造成につきましては、矢瀬蟹杵区画整理事業に組合員として参加し、事業費の負担金等を支出しております。また、新規の公有用地取得事業といたしまして、月夜野地区集会施設用地取得事業において、1,049㎡の用地取得を行いました。保有用地の事業収益につきましては、うらの郷住宅用地の2区画を売却したほか、公有用地であります特別養護老人ホーム用地の一部を売却いたしました。なお、保有用地の借入金借り換えにあたり、名胡桃城址保存整備事業用地の借入金につきまして、取引先の金融機関から見積もりを提出していただき、利根郡信用金庫を借入先として借り換えを行いました。また、JA利根沼田と借入利率について、度重なる交渉をおこなった結果、前年度より0.3%低い金利で借り換えを実施し、月夜野地区集会施設用地取得事業につきましても、事業資金として3000万円を年利1.0%にて借入いたしました。次に決算でございますが、損益計算書をご覧くださいますと分かりますように、事業収益から事業原価を差し引き、事業総利益として244万565円となりました。販売費及び一般管理費は、84万7837円掛かっておりまして事業利益は159万2728円となりました。また事業外収益は898万4757円、事業外費用865万4679円となり、当期純利益が192万2806円となりました。次に4ページでございますが、貸借対照表であります。資産の部は流動資

産のみでありまして、資産合計は8億4762万7599円でございます。次に負債の部ですが、負債合計は8億3557万6482円ありまして、短期借入金が2億7475万6482円長期借入金が5億6082万円となっております。次に資本の部ですが、基本金の500万円と前期繰越準備金512万8311円・当期純利益192万2806円を合わせ、資本合計は1205万1117円となりまして、負債資本合計は8億4762万7599円となります。経営状況は、以上であります。今後の取り組みとして町と公社が連携して、うらの郷の販売促進に努めていきたいと考えておりまして、保有土地の早期処理に向けて公社を指導していきたいと考えております。

以上をもちまして、報告第4号から第7号についての、ご報告とさせていただきます。

議 長 (久保秀雄君) 以上で、報告第4号、平成22年度みなかみ町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についてから、報告第7号、みなかみ町土地開発公社の経営状況の報告までを終わります。

**日程第7 諮問第1号 人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求める事について
諮問第2号、人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求める事について**

議 長 (久保秀雄君) 日程第7、諮問第1号、人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求める事について及び諮問第2号、人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求める事について以上の2件を一括議題といたします。

町長より、一括して提案理由の説明を求めます。

町長岸 良昌 君。

(町長 岸 良昌君登壇)

町 長 (岸 良昌君) 諮問第1号及び諮問第2号について、いずれも人権擁護委員の推薦に関するものでありますので、一括してご説明申し上げます。

まず諮問第1号については現在、人権擁護委員として平成19年7月1日よりご活躍ただいておりました、みなかみ町綱子132番地1の阿部好司さんが平成23年3月31日に辞任され、前橋地方法務局長から後任委員の推薦依頼がきております。つきましては、人格見識に優れております、みなかみ町大穴216番地の手塚 誠さんを推薦いたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものでございます。

次に諮問第2号についてでございますが、現在、人権擁護委員としてご活躍ただいておられます、みなかみ町月夜野甲543番地の高橋久江さんが平成23年9月30日に任期満了となり、前橋地方法務局長から後任委員の推薦依頼がきております。つきましては、人格見識に優れ、献身的に委員活動に専念されておられます、高橋久江さんを再度推薦いた

したく、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものでございます。よろしくご審議を賜り、ご決定いただきますようお願い申し上げます。

議長（久保秀雄君） 町長の提案理由の説明が終了しましたので、これより諮問第1号及び諮問第2号について一括して質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（久保秀雄君） ありませんので、これにて諮問第1号及び諮問第2号の質疑を終結いたします。

これより諮問第1号について討論に入ります。

まず、反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（久保秀雄君） 次に、賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（久保秀雄君） ありませんので、これにて諮問第1号の討論を終結いたします。

諮問第1号、人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求める事についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり同意することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（久保秀雄君） **ご異議なしと認めます。**

よって、諮問第1号、人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求める事については、原案のとおり同意されました。

これより諮問第2号について討論に入ります。

まず、反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（久保秀雄君） 次に、賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（久保秀雄君） ありませんので、これにて諮問第2号の討論を終結いたします。

諮問第2号、人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求める事についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり同意することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（久保秀雄君） **ご異議なしと認めます。**

よって、諮問第2号、人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求める事については、原案のとおり同意されました。

日程第8 議案第50号 群馬県市町村総合事務組合の規約変更に伴う協議について

議長(久保秀雄君) 議案第50号、群馬県市町村総合事務組合の規約変更に伴う協議についてを議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長岸 良昌 君。

(町長 岸 良昌君登壇)

町長(岸 良昌君) 議案第50号についてご説明申し上げます。

群馬県市町村総合事務組合の組織団体であります、藤岡市及び高崎市で組織しております「藤岡市・高崎市ガス企業団」が平成23年7月31日限りで解散するため、群馬県市町村総合事務組合規約の変更を行うものであります。規約の変更を行う場合は、地方自治法の規定によりまして、組織する関係団体間で協議し議会の議決を経ることになっております。よろしくご審議のうえ、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

議長(久保秀雄君) 町長の提案理由の説明が終了しましたので、これより議案第50号について質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(久保秀雄君) ありませんので、これにて議案第50号の質疑を終結いたします。

これより、議案第50号について討論に入ります。まず、反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長(久保秀雄君) 次に、賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長(久保秀雄君) ありませんので、これにて議案第50号の討論を終結いたします。

議案第50号、群馬県市町村総合事務組合の規約変更に伴う協議についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(久保秀雄君) **ご異議なしと認めます。**

よって、議案第50号、群馬県市町村総合事務組合の規約変更に伴う協議については、原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第51号 みなかみ町税条例の一部を改正する条例について

議長(久保秀雄君) 日程第9、議案第51号、みなかみ町税条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。町長より、提案理由の説明を求めます。

町長岸良昌君。

(町長 岸 良昌君登壇)

- 町 長（岸 良昌君） 議案第51号、みなかみ町税条例の一部を改正する条例についてご説明を申し上げます。この税条例の改正は、東日本大震災により被害を受けられた方等を対象とした地方税法が改正されたことに伴い行うものであります。主な改正内容は、個人住民税及び固定資産税の納期の変更措置、個人住民税の雑損控除の適用による軽減措置、被害を受けた住宅敷地及び買い換え等をされた方の固定資産税の軽減措置、滅失・損壊した自動車・軽自動車に代わる軽自動車を取得した場合の軽自動車税の非課税措置などであり、よろしくご審議のうえ、ご議決賜りますようお願い申し上げます。
- 議 長（久保秀雄君） 町長の提案理由の説明が終了しましたので、これより議案第51号について質疑に入ります。質疑はありませんか。
- （「なし」の声あり）
- 議 長（久保秀雄君） ありませんので、これにて議案第51号の質疑を終結いたします。これより、議案第51号について討論に入ります。まず、反対討論の発言を許します。
- （「なし」の声あり）
- 議 長（久保秀雄君） 次に、賛成討論の発言を許します。
- （「なし」の声あり）
- 議 長（久保秀雄君） ありませんので、これにて議案第51号の討論を終結いたします。議案第51号、みなかみ町税条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。本案は、原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。
- （「異議なし」の声あり）
- 議 長（久保秀雄君） **ご異議なしと認めます。**
よって、議案第51号、みなかみ町税条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

日程第10 議案第52号 みなかみ町生活管理短期宿泊事業費用徴収条例の一部を改正する条例について

- 議 長（久保秀雄君） 日程第10、議案第52号、みなかみ町生活管理短期宿泊事業費用徴収条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。町長より提案理由の説明を求めます。町長岸良昌君。
- （町長 岸 良昌君登壇）
- 町 長（岸 良昌君） 議案第52号について、ご説明申し上げます。本条例改正は、第2条に規定しております事業の費用徴収額について、改正しようとするものであります。生活管理短期宿泊事業は、基本的な生活習慣が意欲低下などで退行し、一時的な体調不良などに陥った高齢者等に対しまして、老人福祉施設に短期的に宿泊滞在

をしていただき、生活習慣の改善と身体的な機能や体力の回復を図り、円滑にご自宅へ復帰していただくための在宅支援事業であります。本事業の実施につきましては、近隣の養護老人ホームに事業委託し、委託料として、一日あたり3,810円で契約し、また、利用者からは、その一割相当額でございます、380円の費用を徴収いたしておるところであります。この額は、介護保険の利用者一割負担に準じて算出されたものでございます。今回、事業委託契約しております猿ヶ京養護老人ホーム、愛宕養護老人ホーム及び吾妻養護老人ホームの三施設のうち、吾妻養護老人ホームの契約額が、一日あたり3,810円から4,900円に変更になったことによりまして、利用者から徴収する費用につきまして、一割に相当する額であります490円に変更する必要が生じたため、条例の一部を改正するものでございます。なお、本年度に於いては事業の委託施設はございませんが、今後、利用者の都合によりまして特別養護老人ホームや他の県内外の養護老人ホームなどに委託が必要となる場合が考えられます。このため、施設ごとの徴収額とは別に、その他の老人福祉施設として、利用に要する経費に10分の1を乗じて得た額という負担率で徴収額を表中に追加させていただこうとしております。よろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

議 長 (久保秀雄君) 町長の提案理由の説明が終了しましたので、これより議案第52号について質疑に入ります。質疑はありますか。

10番原澤良輝君。

10番(原澤良輝君) 吾妻養護老人ホームに現在通っている方が何人か教えて下さい。

議 長 (久保秀雄君) 町民福祉課長関章二君。

(町民福祉課長 関 章二君登壇)

町民福祉課長(関章二君) お答えいたします。今現在は、短期宿泊事業で吾妻養護老人ホーム利用者はありません。昨年度は2名ございました。

議 長 (久保秀雄君) ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 (久保秀雄君) ありませんので、これにて議案第52号の質疑を終結いたします。

これより議案第52号について、討論に入ります。

まず、反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議 長 (久保秀雄君) 次に賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議 長 (久保秀雄君) ありませんので、これにて議案第52号の討論を終結いたします。

議案第52号、みなかみ町生活管理短期宿泊事業費用徴収条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 (久保秀雄君) **ご異議なしと認めます。**

よって、議案第52号、みなかみ町生活管理短期宿泊事業費用徴収条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

日程第11 議案第53号 みなかみ町下水道条例の一部を改正する条例について

議長（久保秀雄君） 日程第11、議案第53号みなかみ町下水道条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長岸良昌君。

（町長 岸 良昌君登壇）

町長（岸 良昌君） 議案第53号についてご説明申し上げます。社団法人日本下水道協会は、公益法人へ移行することとなっております。これに伴いまして、同協会の定款に於ける支部に関する規定が削除されたことによりまして、同協会群馬県支部の名称が群馬県下水道協会に改められることとなります。このため、みなかみ町下水道条例の一部を改正するものでございます。よろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

議長（久保秀雄君） 町長の提案理由の説明が終了しましたので、これより質疑に入ります。

議案第53号、について質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（久保秀雄君） ありませんので、これにて議案第53号の質疑を終結いたします。

これより議案第53号について、討論に入ります。

まず、反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（久保秀雄君） 次に賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（久保秀雄君） ありませんので、これにて議案第53号の討論を終結いたします。

議案第53号、みなかみ町下水道条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（久保秀雄君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第53号、みなかみ町下水道条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

日程第12 議案第54号 平成23年度みなかみ町一般会計補正予算（第2号）について

議長（久保秀雄君） 日程第12、議案第54号、平成23年度みなかみ町一般会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長岸良昌君。

(町長 岸 良昌君登壇)

町 長 (岸 良昌君) 議案第54号について、ご説明申し上げます。既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7456万1000円を追加し、歳入歳出の総額を124億2456万1000円とするものです。歳入補正の内訳ですが、国庫支出金275万円の増額は、社会資本整備総合交付金であります。県支出金238万円の増額は、群馬県新エネルギー導入可能性調査事業補助金100万円、千客万来支援事業補助金127万円及び特別支援教育総合推進事業11万円であります。繰入金240万7000円の増額は、財政調整基金繰入金であります。諸収入52万4000円の増額は、赤谷川沿岸土地改良区総代選挙委託金であります。町債6650万円の増額は、土木債の合併特例事業債であります。歳出の主なものですが、2款総務費では、1項総務管理費100万円の増額は、小水力発電施設調査設計で、4項選挙費52万4000円の増額は、赤谷川沿岸土地改良区の総代選挙費であります。4款衛生費の1項保健衛生費127万円の増額は、一ノ倉沢交通規制事業です。6款農林水産業費の1項農業費240万7000円の増額は、月夜野は一べすとのレジシステムハードウェア購入費、遊神館の冷凍庫修繕料が主なものでございます。8款土木費の2項道路橋梁費6925万円の増額は、布施塩原線無散水消雪施設改修工事費が主なものであります。10款教育費の1項教育総務費11万円の増額は、特別支援教育総合推進事業です。以上が概要であります。よろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

議 長 (久保秀雄君) 町長の提案理由の説明が終了しましたので、これより質疑に入ります。

議案第54号、について質疑はありませんか。

11番島崎栄一君。

1 1 番 (島崎栄一君) 布施塩原線の無散水の補修工事についてですけれども、確か以前に大規模に補修していました。その補修は何時やったのか、そしてその金額はいくらかけて補修したのか。それで直したはずなのに何故ここで今、又補修費が出てくるのか質疑で聞きたいと思いました。

議 長 (久保秀雄君) 地域整備課長増田伸之君。

(地域整備課長 増田伸之君登壇)

地域整備課長 (増田伸之君) お答えいたします。今回の無散水消雪施設につきましては、昭和の末から平成に入ってですけれども無散水消雪施設が導入されております。概ね二十数年経っているかと思うんですけれども布施塩原線につきましては、平成6年に建設されまして井戸水を利用した融雪施設として稼働してございます。平成18年頃に一部降雪時に雪が溶けない状況がありました。放熱管をいろいろ調べたところ、その管内に不純物がありまして、要はそこに水が流れないような状況がございまして薬品洗浄等一部でありますけれども行いました。その当時は、それで稼働が出来たということで様子を見ていたのですが、平成20年の冬から平成21年のおいて最上流部、須川平側の配水池側で、かなりの漏水があったために稼働が出来ない状況が出来ましたので、施設の半分を約180m間を改修整備

させていただきました。これにつきましては21年度に実施しております。しかしその冬、ちょっと間に合わないことがございまして、22年の春には稼働が出来たということで22年度の冬には完全に稼働が出来てございました。半分から下流側につきましては、昨年の12月に一部そこについては補修等はしてませんでした。一部漏水が見えたことから補修をして稼働させるということで、様子を見ていたのですが1月の末になりまして洗浄した以外の場所から今度は、またかなりの漏水があったということで、今年の春までは除雪とエンカル等でその場をしのいできました。新年度予算にのせたい考えでありましたが、その時点では新年度の予算組にも間に合いませんでしたので、今回6月の補正で出していたらこの冬、23年の冬には稼働させたい考えでございます。180m間の金額ですけども、今手元に無いですが、およそ5・6000万円かかっているかと思っています。後ほど調べましてご報告させていただきたいと思っています。以上です。

議長（久保秀雄君） はい、ほかにありませんか。

11番島崎栄一君。

11番（島崎栄一君） つい最近ですよ、平成22年ですから。つい最近直そうとして5・6000万円かけてやって、また7000万円かける。常識で考えれば平成22年にきちんと、以後直さなくていいような態勢に直すのが普通ではありませんか。何故、22年度に6000万円かけてまた、やりますという話になるんですか。ちょっとおかしくないですか。

議長（久保秀雄君） 地域整備課長増田伸之君。

（地域整備課長 増田伸之君登壇）

地域整備課長（増田伸之君） 実際には、全てを直したかったわけですがけれども、なかなか予算も限りがありますので、使えるところはなんとか修繕でもしながら使っていくつもりでございました。いずれにしろ上流部は完全に直してありますので、それについては稼働しています。下流部については、補修をしても今後又漏水がして危険な状態になってしまうということで、地元の強い要望もありますので、今回補正に出させていただきました。よろしくお願ひ致します。

議長（久保秀雄君） はい、ほかにありませんか。

3番中島信義君。

3番（中島信義君） この布施塩原線の無散水関係の中身については詳しく知らなくて申し訳ないんですが、費用対効果という言い方をして良いか、要するに無散水というのは今後長きにわたって、ランニングコストがかかってくるということから、ほかの例えば雪の量等々を考慮したなかで屋根をかけて済むのかそういうような検討をした事例はありますか。

議長（久保秀雄君） 地域整備課長増田伸之君。

（地域整備課長 増田伸之君登壇）

地域整備課長（増田伸之君） 今、融雪施設については水上地区等でやっております。水上地区については殆どがボイラー方式、あとは電気方式でやっております。布施塩原線については、井戸水をポンプで上げているということで、水上地区のボイラー、電気については、電気料ないしは燃料がかなりかかっていると思うんですけども、布施塩原線については、井戸水のポンプの電気料のみと、あとは維持管理の部分があるんですけどもそういうことで

済んでおります。ですから、ランニングコストととすると少ない、水上地区のそういうボイラー方式とか、電気方式に比べれば安いと感じております。それと今検討中ではあるんですけども、スノーシェットのものを検討はしてございますが、かなり今の無散水の消雪施設に比べるとそれ以上にかかっていくと、お金が何億という数字がかかっていくという計算でいます。何れにしましても施行までには、きちっとどういう施行をしていくかということで、この予算については無散水の予算ですけれども、もし、スノーシェット等が可能であればそういうものも考えていきたいとは考えています。以上です。

議長 (久保秀雄君) はい、ほかにありませんか。

6番林一彦君。

6番 (林一彦君) 7頁の総務費—企画費の中の省水力発電調査の委託費の話なんですけれどもこれはみなかみ全部をくまなく調査をするのか、もし対象がこことここを調査するのだというような所がもし決まっているのであれば教えていただきたいと思います。

議長 (久保秀雄君) 環境課長須藤信保君。

(環境課長 須藤信保君登壇)

環境課長 (須藤信保君) お答えします。この100万円につきましては、矢瀬親水公園付近の可能性調査でございます。JRトンネル湧水からの利用した可能性調査でございます。

議長 (久保秀雄君) はい、ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 (久保秀雄君) ありませんので、これにて議案第54号の質疑を終結いたします。

委員会付託

議長 (久保秀雄君) お諮りいたします。

議案第54号、平成23年度みなかみ町一般会計補正予算(第2号)についてを、委員会議案付託表のとおり、所管の委員会に付託したいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 (久保秀雄君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第54号、平成23年度みなかみ町一般会計補正予算(第2号)については、委員会議案付託表のとおり所管の委員会に付託することに決定いたしました。

議長 (久保秀雄君) ここで、休憩いたします。10時15分から、再開をいたします。

(10時00分 休憩)

(10時15分 再開)

議長 (久保秀雄君) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第13 一般質問

通告順序1 6番 林 一彦 1. みなかみ町の防災体制の見直しと総合防災訓練について

議長（久保秀雄君） 日程第13、一般質問を行います。

一般質問については、9名の議員より通告がありました。

本日は5名の質問を順次、許可いたします。

最初に、6番林 一彦君の質問を許可いたします。

6番林 一彦君。

（6番 林 一彦君登壇）

6番（林 一彦君）6番 林 一彦です。議長より許可を頂きましたので一般質問を致します。

質問は みなかみ町の防災体制の見直しと総合防災訓練についてでございます。

まず、3月11日に発生いたしました東日本大震災において、犠牲となりました皆様方にご冥福をお祈りさせていただきます。また被災されて、不便を強いられている方々が一日も早く、笑顔で暮らせるようになるよう祈念いたします。また、この震災に伴う、福島第一原発事故の完全なる早期収束を願うところでございます。

この震災における本町の被害につきましては、先般町長より東北地方太平洋沖地震について報告がありましたとおり、幸いにして本町に対しましては大きな損害はありませんでした。しかしながら、大きな揺れとそれに伴う電話回線のパンク等、町民にも少なからず混乱がありました。ここで質問でございますけれども、今回の地震発生からの町の対応についてお聞かせいただきたいと思っております。

議長（久保秀雄君） 町長岸良昌君。

（町長 岸 良昌君登壇）

町長（岸 良昌君） 町の対応について避難者の受け入れについては先程お話しさせていただいたところです。尚、林一彦議員におかれましては、宿泊施設を営んでいらっしゃるということで避難者の受け入れに大変ご協力いただいたこと改めて感謝申し上げる次第でございます。若干時系列的に申し上げます。皆さん既にご存知の数字ではございますが、地震の発生が3月11日でございます。累計で現時点で、死者数が1万5000人を超えたということ、あるいはこの災害でなお復旧・復興の見通しが充分立っていないというような状況にあることはご承知のとおりでございます。全体的に申し上げまして、東日本大震災は、想定を超える規模の災害の発生、あるいは自治体の被災によります行政機能のマヒ、孤立した集落あるいは壊滅的被害を受けた集落が発生していると、あるいは避難所、特に津波によりまして津波に対する避難所が津波の被害を受けているといったような今まで考えて来なかった事柄がいろいろ起こりうるんだということが我々に対する教訓だろうと思っております。先ず今、具体的にお話もございましたこの大地震直後の町の対応についてでございますけれども、震度で申し上げますと、3月11日の地震は東北地方太平洋沖地震

ですね。この地震の震度、後閑地区で4、湯原地区で2、布施地区で4というのが、気象庁のデータの結果でございます。これは町の防災計画で定めております警戒本部を設置する要件である震度5以上ということではございませんでしたけれども東北地方の状況等がテレビ等で把握できましたので今回の地震全体が非情に大きな影響を与えるだろうということもございまして3月11日の15時、災害警戒本部を設置したところでございます。それに基づきまして各課がそれぞれ所管の施設等の被害状況等を確認したところでございますが、逐次各課の被害状況、被害がないということでもございましたので3月11日は9時にひとまず帰宅したと言うところでございます。その後ご存知のとおり12日の早朝午前3時59分頃、新潟県中越地方を震源とする震度6弱の地震が発生しまして町内における震度で申し上げますと後閑で震度3、湯原で震度4、布施で震度3という記録でございました。即刻登庁致しまして、具体的には一番早く着いたのは総務課長でございますけれども被害報告等の対応に備えたところでございます。そこで夜が明けたところで、道路・水道・農地等、町内において直接的被害がないということが確認されましたので、防災無線・オフトークの準備を行いまして午後1時に一旦帰宅したところでございます。その後13日中に東電から輪番停電を明朝から行うとの発表がありましたので、改めて停電が実施された場合の対応について学校関係者との協議、それについては休校を行うと、結果的には停電が実際はなかったもので休校には至りませんでした。また、ガソリン等の燃料不足が始まっているといったようなことで、各スタンドの在庫状況の調査等の緊急時の対応の調整をやったところでございます。14日で申し上げますと、水上小学校の金管練習室の天井パネルが剥落しているという報告がございましたが、これは12日の午前3時59分の地震によるものでしたので夜間に起きたため人的な被害がない、楽器の損壊もありませんでした。また当時、政府の方から不測の停電を防ぐために節電について協力願いたいという発表がございましたので無線あるいはオフトークで住民への周知を図ったところでございます。若干その後になりますが、15日には総合政策課が中心となりまして被災者支援事務局を設置し、被災者支援あるいは町民への支援と言ったものを行ったというのが時系列的に当初の取り組みでございます。

議 長（久保秀雄君） 6番林 一彦君。

（6番 林 一彦君登壇）

6 番（林 一彦君） 震災、揺れが始まってからの対応についてご報告いただきました。私も地震の当日自宅で激しい揺れを経験いたしまして、家族ですとか、生業上お客さんの確認ですとか、近所の安否を確認して、その後テレビ等で情報を得ておりました。しかし、固定にしる携帯にしる電話が不通になっていたということで、連絡がつかない状態でありました。このみなかみ町の様子はどうなのかとふと考えたときに、もしかしたら役場内に対策本部が設置されているのではないかと、そこに行けばいろんな情報が手に入るかなということで、役場に来てみたんですけれども、その時は総務課に災害警戒本部が設置されておりまして、町長はじめとする職員がテレビに見入って東北地方の成り行きを見守っているところでありました。ところが、私が着いているいろいろ聞いてみたんですけれども、県内や利根沼田地区の情報はですね、群馬テレビですとかFM放送を聞いていた私の方がいろんな

情報を多く持っていて、沼田地区で国道17号に大きな岩が落ちてきたんだけど車の通行の支障にならないことですか、グリーンベル6階の更衣室のロッカーが崩れてけが人がでたとか、川場村の学校の図書館の壁に亀裂が入ったとか、こういった身近な情報を話したところですね、そこにいた職員は初めて聞いたという職員ばかりでありました。また町職員、それから消防団等の非常時の情報は携帯電話を使つての対応となっております。電話回線がパンクして電話が架かりづらくなりましたけれども、幸いにも海底ケーブルの関西ラインのみが正常に機能していたということで、そのお陰でインターネット・メール等の関係で情報収集が可能でしたけれども、電子機器等以外のアナログ的な連絡方法の検討もこれからは必要であると感じたところでもあります。せっかく災害警戒本部を設置するのでありますので、関係者の連絡方法の強化ですとか、情報収集の方法、または本部設置の見直し、住民、職員へのマニュアルの強化が必要だと強く感じたところでございますけれども町としての考えをお聞きしたいと思っております。

議 長 (久保秀雄君) 町長岸良昌君。

(町長 岸 良昌君登壇)

町 長 (岸 良昌君) ただ今ご指摘の点でございます。近隣の情報が充分でなかったということはあるかと思っております。まず、二点あるんであるかと思っております。今回については災害警戒本部の段階で留まりましたが、町内において各種の、一言でいいますと激甚な被害が生じたとあるいは先程申し上げましたように地震で申し上げますと、震度5以上と言うこととなりますと即時に対策本部を立ち上げて対応するというようにしております。ただ今のご指摘は対策本部ということだとしても情報の収集についてはいろいろな支障があるだろうというご指摘でそれはその通りだと思います。災害本部の場合について現在の防災計画においても、役場職員については全員役場に参集するという規定になっておりますので、その時点でそれぞれの地区毎の被害状況、被災状況等によって今回の東日本大震災でも分かりますように役場職員自体が被害を受けるあるいは自宅が倒壊している家族に被害があるといったようなときに即時に出るににくいという状況はあるかと思っておりますけれども、役場職員が全員参集して対応すると言うことは当然全員承知しているところでございます。まあ、通信機器の問題についてでございますが、ちょっと長くなると申し訳ございませんが、現在でも地震時等について連絡が出来るという施設はあるようでございます。調べさせていただきましたけれども、いわゆる一台当たり約30万から40万のある程度重たい、言ってみれば防災専用無線ですけどもそれについては連絡できるように専属の基地局を全て整備品しなくてはいけないというようなこともありますので現実的に対応は難しいかなと思っております。

もう一点、これは希望でございますけれども今回の震災で携帯電話が使えなかったというのは事実でございます。ただし携帯電話というのは、自分が電源を持っているという非常に強みがありますし、その中継基地あるいは線等が動けば機能すると言うことでございます。この辺については携帯電話をやっております各企業の技術開発と、いうのは今後追っかけて出てくるんだろうと期待しているところでございます。あともう一点申し上げます。3月12日の段階で午前11時30分から午後5時30分、約6時間にわたりまして役場

本庁舎に外部からの通話が出来ないという状況が生じました。その時点で両支所については電話が使えたので町の方からは両支所に連絡が入ったといったことがございますが、これについては固定電話、特に防災用の電話は使えなかったと言うのは事実でございます。さて、今ご質問の防災マニュアルと言う点でございますけど、今回の震災を受けまして、国の防災基本計画、あるいは県の地域防災計画それぞれ見直しをするという動向でございます。町としても、今回の震災における諸事情を検証致しまして、地域防災の総合的な指針としての、みなかみ町地域防災計画を見直す必要があると思っております。尚かつ地域防災計画の見直しの中で、災害の種類あるいは災害発生の時間、それによる交通障害といったような要因を想定しながらあらためて防災計画を作成する必要があると思っておりますし、その下部計画になると思いますが地域ごとになるのか災害別になるのか、もう少しブレイクダウンした形での防災計画というものを作成する必要があるんだろうと言う風に考えているところでございます。なお現在のみなかみ町の地域防災計画でございますが、旧3町村のそれぞれの計画を一本化して、平成19年3月に策定しております、とはいいながらそれぞれの計画を一本化したという経過もございますし、その後役場の組織の変更、学校の統廃合、あるいは土砂災害警戒区域あるいは浸水想定区域等の指定が新たに加わっておりますので、計画に反映すべき要素も多々ございます。そしてもう一点各避難所の実態につきましてもですね、災害の種類によって充分確認する必要も感じております。このような見直しを今後進めていきたいと考えております。一点、職員の対応の関係で申し上げますと、災害発生時に職員が適切な対応をとるのに必要なことを多様な視点から整理致しまして、職員の初動対応マニュアルといった初動編分を新たに作成することも必要だと考えております。これを作成いたしましてマニュアルに沿った簡易的な訓練を何度か実施するという事で、初動における職員の対応を身につけてもらうということで意識を高めていきたいと思っております。

議長 (久保秀雄君) 6番林 一彦君。

(6番 林 一彦君登壇)

- 6番 (林 一彦君) これからそういったところの見直しをしていただける、職員の初動マニュアルを整備してくれてその訓練もするという事でその答弁に非情に安心したところでございます。この地震による対応でメディアに多く賞賛されていましたが、羽田空港と東京ディズニーランドでありました。その中で、どちらも発生時のお客様への避難誘導ですとか帰宅困難者への対応が素早く適正であったということが評価されたことでありまして、非常時の準備ですとか訓練が行き届いていたというものであります。例になりますけど、東京ディズニーランドでは非常に混雑していたなか、スタッフが一丸となり慌てることなく、笑顔を持って避難誘導にあたり、来場者7万人の命を守った危機対応、スタッフひとりひとりの判断でお客様への施しを行い、2万人の帰宅困難者へ暖かい非常食や防寒具提供などの対応が評価されておりました。この東京ディズニーランドでは常時5万人が4日間過ごせるだけの非常食が備蓄されています。このことにつきましては、地震発生時の対応が素早く適正であったといわれればそれまででありますけれども、突然の揺れに対しましてはスタッフも被災を受けた、被災者という立場にあったわけでありまして、この

中でとったこの行動は、マニュアルとそれに沿った訓練の賜物であったということは間違いありません。ディズニーランドでは年間180日もですね、非常時対応訓練を開園時前に行っているそうであります。これが今回の非常時対応が適切にできた要因であります。この本町には、みなかみ町国民保護計画ですとか地域防災計画、災害時要援護者避難支援計画等有事の際の指針が設けられており、また土砂災害危険箇所位置図、ハザードマップ等がありまして、93ヶ所の避難所・6ヶ所の福祉避難所が指定されて高齢者、障害者、妊産婦、病弱者等の避難まで配慮した計画が整備されております。しかしながらこの計画の中には、細かい配置人数ですとかいろいろな備蓄数などに対する具体的な数値が盛り込まれてありません。また、多くの町民も町職員もこのことについて良く把握ができていないのが実情だと考えます。このままでは、この計画等も絵に描いた餅でありまして、実際に行動を訓練してなんぼだと思っております。この町は、災害に強いとよく言われておりますけれど、想定外の災害はいつ何時来るか解りません。ましてやこの町は日本一ダムの多い町ということで、5つのダムがある観光立町でありますので、最悪の状況を想定したダム下流域の堤防の許容量の再調査ですとか災害のシミュレーションなど、まだまだ計画に盛り込まなければならないことがたくさんございます。また、みなかみ町の防災体制・住民や町職員へのマニュアルづくりなど先程見直していただけるということでございましたが、町民をも巻き込んだ、例えば消防団・婦人会・民生委員・学校児童生徒・要援護者それから観光客等の避難を含めた総合防災訓練の定期的な実施の必要があると強く感じておりますが町長の考えをおきかせ願いたいと思います。

議 長 (久保秀雄君) 町長岸良昌君。

(町長 岸 良昌君登壇)

町 長 (岸 良昌君) ただ今の前段の点で一つだけ報告させていただきます。ディズニーランドの例が紹介されましたけれども、今回みなかみ町そのものが地震における被害なっかつと先程申し上げたとおりです。そう言う状況の中の対応ではありましたけれども、新幹線が上毛高原駅に到着しそこの方を収容しなければいけなかったとこれは想定もしておりませんでしたし初動計画が、マニュアルがあったわけではございませんけれども、観光商工課が商工会並びに観光協会と一緒に対応してくれたということで、そこの来られた乗客に対してコンビニエンスストアから出張販売して貰った、宿泊希望される方には宿泊を紹介したということでJRから観光協会が感謝状を貰ったところですし、蛇足になりますけど今回6月4日から始まっておりますSLが頻繁にみなかみに来るという要因の一つとしてもJRがみなかみに随分世話になったという感謝の気持ちを含めて一、二本編成が多いのではないかなと勝手に推測していることとございます。ということで実際のそれぞれの場にいる人間の対応というのは非常に大切だということで先程職員の初動マニュアルの話も致しました。さて、総合防災訓練についてのご質問でございます。総合防災訓練という名前で申し上げますと、行政区が共同で防災訓練を実施していることについてはご存知のとおりでございます。21年度には湯宿区との共催でやらせていただきましたし、22年度には町組区との共催によりやらせていただきました、内容と致しましては、町職員の招集・伝達の訓練、区民の避難訓練を中心に、婦人会の炊き出し、非常食の試食、消防署の指

導によりまず消火訓練、応急救急措置等の訓練といったような形になっております。今年度については水上地区の行政区にご協力をいただき21年、22年と同様の方法の訓練は予定しているところでございます。さて、今ご指摘の総合的な町全体をカバーしたような訓練ということですが、まず最初に先程申し上げました行政区と連携した防災訓練というものを今年1回ですけど何とかこれを複数回、あるいは水上・新治・月夜野という視点でいうと複数の地区で行うといったことをまずやっていきたいと思っております。また、相当準備であるとか、何を目的にするか何処と何処の機関にお願いするかといったような検討すべき項目も多いと思えますけど、今ご提言がありましたような総合的な防災訓練ということについても検討していきたいと思っております。以上でございます。

議 長(久保秀雄君) 6番林 一彦君。

(6番 林 一彦君登壇)

6 番(林 一彦君) この総合防災訓練の実施につきましては、平成20年の12月定例で必要性を訴えてまいりまして町長の答弁の通り町の対応は各行政区単位での防災訓練止まりの実施でありまして、私も新治の湯宿区の防災訓練を見学させていただきました。地区毎の役割分担等効果のある訓練であったことは確認されましたけれども、町全体での訓練、実施訓練を強く希望させていただきたいと思えます。

「死傷者ゼロ、奇跡の村はなぜ助かったか、ある村長の高い遺産」ということで、これは4月20日号のフォーカス記事の見出しでありますけれども、想定外の津波に襲われ、甚大な被害状況が報告される三陸沿岸の中で、岩手県の普代村(人口約3,000人)は死傷者数はなんとゼロと。住宅地への浸水被害も一切なかったと。助かった理由は高さ15.5メートルの水門と堤防だった。この水門と堤防は昭和42年と59年に、近隣町村の堤防の高さが10メートルなのになぜ巨額予算の15.5メートルなのか、との反対勢力があったなか、当時の村長が反対を押し戻して、建設されたそうであります。村長は村を壊滅させた明治の大津波の高さ考えると15.5メートルは必要なんだということで、絶対譲らなかつたそうであります。今回の地震で近隣町村では大きな被害を出す中、当時の判断が多く命を救ったと記されております。先ほどのディズニーランドやこの普代村の対応と成果を考えると、「人の命、安全が第一」と、最優先であるという哲学にまで行き着きます。役場としても、県や国からの指導の下に各計画をマニュアルどおりに作るのではなくて、「町民の安全が第一」とこれを最優先に計画作りに望んで欲しいと思えます。東日本大震災の教訓を受け、最悪の事態を鑑み、もう一度町の防災体制の強化を図って、定期的な訓練を行い、有事の際には素早い対応ができるよう備えていただきたいと思います。そして環境も良く、災害にも強く、住民が安全で安心して暮らせるみなかみ町になることを願ひまして、一般質問を終わりとさせていただきます。

議 長(久保秀雄君) これにて6番、林 一彦君の質問を終わります。

通告順序2 5番 阿部賢一 1. 危機管理と防災対策について

議長（久保秀雄君） 次に5番、阿部賢一君の質問を許可いたします。

5番阿部賢一君。

（5番 阿部賢一君登壇）

2番（阿部賢一君） 5番、阿部賢一です。久保議長の許可を頂きましたので通告に従いまして一般質問をさせていただきます。始めに、3月11日午前中が各中学校の卒業式でした。そしてその日の午後2時46分に発生を致しました。東日本大震災、各地域広範囲にわたって甚大な被害が発生いたしました。多くの方が犠牲となりそして今なお、避難生活を強いられている方々にご冥福と心よりのお見舞いを申し上げる次第でございます。そして一日も早い復旧と復興を皆様と共にご祈念申し上げつつ一般質問に入らせていただきます。今回の震災関係の質問が4名の議員から通告が出されております。これは当局としてみれば想定内かもしれませんが先程、林一彦議員からも質問がありました。重なる部分もありますけれども以下同文の部分は町長におかれまして割愛していただいて結構であります。具体的に掻い摘んで何点か質問をさせていただきます。

始めに、先程職員の初動マニュアルを作る予定というお話がございました。やはりそれぞれたまに職員の訓練状況というのがテレビで放映される機会があります。予告なしに抜き打ちで招集をかけると、何人が集まったというような記事も時たま新聞で拝見をするわけでありまして。今後この非常時、何時天災が発生するか分かりません。そんな観点からも職員の招集訓練をする予定があるか、これは支所を含めてであります。お聞かせ願いたいと思います。

2点目と致しましては、やはりみなかみ町は大変広く集落も大変点在をしております。例えば道路が通行不能になったり、回り道がないというようなことで孤立する集落もあるのではないかと思います。その道路が不通になった場合に孤立する集落を町として把握しているかということについてもお尋ねをさせていただきます。

次にやはり、地震に限らず最近では集中的ゲリラ豪雨ですか、ゲリラ雨というものが連日のように降ります。地震とそれが重なった場合にはやはり、土砂災害そしてまた河川の氾濫等大変心配されるわけでありまして。やはり災害時の初動活動というのは人力ではなかなか限界があります。その時にやはり一番活躍するのが建設会社等が所有している、テレビでも放映されてますけれども活躍している重機等が、活躍するわけでありましてけれどもそれを所有している建設業協会等との町との協定状況はどうなっているのかをお尋ねをさせていただきます。

次に備蓄食糧であります。どの程度の備蓄食糧が町として備蓄されているのか、またもし無いとすればそれを、食料品を扱っている商店、コンビニを含めてですけれどもそういう事業者との関係はどうなっているか、という点であります。

次に、群馬県はご案内のとおり海無し県でありますから、津波の心配はありません。しかしながらダムを複数有する町としてですね、大変ダム、今回の地震でもダムは大丈夫か

というのが多くの町民の方から聞かれます、心配はない大丈夫だという風に私も言わせてもらうんですけどもやはり、今回の津波を見る限りでは、やはり本当にあれだけのスーパー大丈夫なスーパー堤防をも破壊して多くの命を奪った大津波であります。本当に何があるか分からない想定外という言葉では、流行っているわけですけどもやはりダムが決壊というものを想定外ではないと考えた場合には、やはりいろいろと先程の町長の答弁でもありましたようにそれも視野に入れた防災計画等の見直し等も必要でないかと思えます。そのダムを管理する国土交通省なり水資源公団等との連絡態勢というものは緊急時にはどのように確立されているのか、この点については中島議員が後ほどまた詳しく質問をしていただけたらと思っております。

次に岸町長が就任前に、防災避難所マップ、全戸に配布をされました。今回の震災が発生した後やはり子供にしろ大人にしろ老若男女の町民の方からこの地域の避難所はどこなんですかと、それで防災マップにあるここが避難所ですよと言っても、「えっ、あそこが、あそこで大丈夫なの、小学校なら安心だけど」。須川平にしてみるとこども園の体育館とかなら安心だけど、「えっ、あそこ、堤防の直ぐ下とか、あそこで大丈夫」等。例えばその地域が壊滅状態になった場合、その人数がはたしてそこに入れる施設なのかということが先ず一点とかですね、大変これをきっかけに、町民の方も大変防災意識というものを高く持ってくれたのは有り難いんですけども、ただあの防災マップで大丈夫なのですかということが、本当にいろいろ多くの方から、そういう貴重なご意見をいただきました。そういう部分も含めて先程町長の答弁は見直す考えがあるというような含みもありましたので、是非その点についても今後の考え方をお聞かせ願えればとおもいます。

次にこれは防災の中に入るんですけども、火災がここ何ヶ月か大変多発をしております。防災無線等でいろいろと注意を呼びかけていてその効果があったのか最近では更に大きい火事もありませんし、消防団も日夜仕事を持つ中で巡視巡回をしていただいていることには心より感謝を申し上げるところでございます。そういう中でやはり防火水槽が各地域にまあ当時はそれが必要だったから設置はしたんだと思うんですけども、その後消火栓が大変普及をしております。そこでそれぞれ各地域でその防火水槽の中の汚泥、落ち葉等を道普請とかそういう機会に掃除はするんですが、やはりなかなか追いつかない。そしてその管理もなかなか人数も少なかったり消防団の協力を得る中でやるんですけどもなかなか間に合わない、是非蓋をかけて貰いたいというような要望も各地域から上がっていることかと思えます。そこでですね、蓋をかけるということは別にしましても消火栓が直ぐここにあってそして直ぐ10mくらい離れたところに、昔のいわゆる開渠の防火水槽そしてもうそこに確かに水は貯まっているんですけどもそこに導水する配管もどこか分からないというような防火水槽があって、子供でも落ちれば大変だなというような思いでなんとか考えなくてはいけないという話はいろいろしているんですけども、やはり町である程度方向性見たいの、例えばそこに消火栓があってもうその防火水槽は機能していないし、危険だし必要ないというよう、無ければ例えばその地域の区長さんからもう要らない必要ないというような要望があれば、例えばそれを埋めて安全にしても結構ですよというような何らかの方向性がお示し願えればその地区で何らかの対応はさせていただけるのではな

いかと思います。そのまま放置しておくというのも危険ですし、かといって単独で区なりその地区で埋めて良いものか、一般質問することではないといわれればそれまでなんですけども、一応この機会に方向性だけでもお示し願えればと思っております。それぞれそれぞれの地区で廃墟の防火水槽があつて、前段申し上げましたように管理がなかなか行き届かない、やっているのだけれども上に雑木があつて葉っぱが落ちて追いつかないというような防火水槽もあります。蓋をかけて下さいという要望書かなり上がっていると思うんですけども、その件数と今後の計画っていうんですか一気にやるのはこれは無理だと思うのでどの位あつて、今後年に何基くらい蓋をかけていく、まして防火水槽ですから防災対策の一環ですよ、とにかく火災発生時には水が必ず必要な訳ですけれどもゴミばかりでいろいろその水がなかなか思うように放水できなかつたということがあつて、これは管理者の責任にもなってしまうのでその点についてもお尋ねを申し上げたいと思います。以上具体的に7点を質問させていただきます。先程の答弁と被る部分は略していただいて結構ですのでお願いします。

議 長 (久保秀雄君) 町長岸良昌君。

(町長 岸 良昌君登壇)

町 長 (岸 良昌君) まず、職員の訓練状況についてです。先程職員向けの初動マニュアルをこれから作っていききたいということがございますし、それについてはそれに基づいて職員の初動の訓練を改めてやっていききたいということがございます。現況の職員の訓練状況でございますけれども、先程申し上げました町と行政区の共同で実施している防災訓練の中で、職員の招集・伝達訓練を行って、緊急時の連絡体制の対応を確認しているところでございます。これはやっておりますけど今お話がありましたように臨時のというか緊急の招集訓練というものもその初動マニュアルを作った段階であらためてその訓練も行っていくというようなことを考えたいと思っております。それから職員の災害に対する備えというか訓練あるいは災害時どういう事態が起こるんだろう、あるいはどういう対策が必要なんだろうということにつきましては東日本大震災の被災地へ、具体的に申し上げますと女川町の職員の業務の補助に町の職員が出ております。このことが本当に貴重な訓練を積んできていただいております。これはさっき申し上げたように計画としては36名被災地の最前線で支援に当たる、震災後の住民へ対するサービスということになるかと思っておりますけども、正に災害時に考えなくてはならないということを、具体的な事象に即して身につけて帰ってきてくれる、これは非常に大きな職員訓練だと思っておりますし、防災計画を見直すと申し上げました。個別のやつも作らなきゃいけないだろうということも申し上げました。そのような中には、実際に現地で感じたことを職員に提案して貰う、作るのに参画して貰うということで、早急に今支援に行っている経験が町政の方にあるいは町の人のために跳ね返せるのかなと思っております。

次に、道路等が災害時において被害を受ける可能性が非常に高くあるいは迂回路がないといった孤立しやすい集落ということについては、奈女沢、後閑穴切、土合、藤原地内の6つの集落そして川古、法師、合計11の集落が迂回路がないといったような状況で、例えば土砂崩れ地震等々の場合について孤立する可能性があるかと把握しているところでござい

ます。それで把握してその対応はどうかということについて具体的にどの地区が孤立した場合どうだという詳細はまだ出来ておりませんが、ご指摘の孤立の可能性の高い集落ということでは、11集落把握しておりますので、またこれらについても対応あるいはそれをどうするのだということについて次に検討する必要があるかと思っています。

それから、建設業者災害時の応急対策を生じた場合、重機であるとかあるいは建設機資材あるいは労力の提供といったようなことで、建設業者というのは非常に重要な役割を果たしていただきますし協力は不可欠であります。これについては、平成20年の9月にみなかみ町建設業協会と災害応急対策業務に関する基本協定というものを結んでおりまして、建設業協会に対して応急対策業務の協力を要請するというようになっております。今お話がありましたように実際の重機につきましては除雪の時に議会にも何度かご説明しておりますけれども、建設業自体が非常に経営が苦しいといったようなこと、機械の保有が減っているという現実もございます。この辺ある意味、従前に比べて弱点になっている可能性もありますので、そのへん良く建設業協会と打ち合わせながら今までも随分協力いただいておりますけれどもその態勢が維持できるようにやっていきたいと思っております。

次に、備蓄の食糧等々のお話がありました。みなかみ町では、今まで水とアルファ米3,000食分ということで3地区に分散、備蓄しておりますけれども、今回の東日本大震災に対する支援ということで全ての支援物資を活用致しました。従って現在非常に備蓄食糧等について手薄になっているというのが現実でございます。

あとご指摘のありました、商店等との協定でございますけれども町が直接結んでいるものはございません。ございませんと言い切ってしまうと申し訳ないんですけども、町の個別の商店に全ての備蓄食糧をお願いすることは難しいですし、町内にあります大手のスーパー・コンビニ等については、いわゆる町との対応以外に本社の段階で、具体的に申し上げますと、群馬県が各食品会社・スーパー・コンビニなどと、被災した県民等に対する物資の供給協力について協定を締結しているというのがありますので、その協力という形になろうと思います。県を通じての支援要請という形にはなろうかとは思いますが、それらを通じて現実に町内にありますそういう業者に被災者に対する支援というものを依頼する、ということになろうかと思えます。具体的には、また実態の話で申し訳ないんですけども、東日本大震災等の事例でもわかりますようにコンビニあるいはスーパーマーケット等に食糧の調達依頼あるいは供給確保という協定を結んでいたとしても、どうしてもその店舗にあるものが無くなった時点においては輸送がままならないということで、物が届かないというのが現実だと思っております。この辺をふまえてどの部分を町民自身が確保しておいていただいて、町としてどの部分をカバーし、そして広域的な救援をどの時点でまつのかといった、具体的なイメージを作りながらやっていくことが効果的なものにつながるのかと思っています。

次に、ダムのお話がありました。ダムの管理者との連絡体制でございます。これについては地震が発生した時点でダム管理者がダムの点検を行い、異常があれば県を通じて、あるいは直接、関係市町村に連絡する体制になっております。今回の地震においては、具体的には今申し上げたような点検の結果、何らの問題がなかったということからダム管理者

からの情報がございませんでした。当方から連絡をして、必要に応じて町の方から問い合わせたい、というのが今回の状況でございました。なお、通常のダム放流の情報につきましては、メール・ファックスで受けておりますし、あるいは先月の25日、つい先日になりますが、国・県・町この三者でダム放流の情報伝達について演習を実施したところでございます。

次に、防災避難所マップあれで良いのかと、率直にお答えします。ダメです。あれは何かというと月夜野地区のハザードマップが出来ました。県が計算してくれたハザードマップ、浸水想定50cm、1m、1m50cm、2mというのがありましてそれを全戸に配布しようということで、その裏面を活用してその地域の今指定されている避難所を落としたというだけですので、今議員からご指摘がありましたようにいろんな問題が出てくると思います。約100ヶ所の避難場所、これについては広い地域でございまして、その100ヶ所程度必要だと思っておりますけども、避難の目的あるいはそれぞれの施設の特性、特性が何かというと水があるのか風呂があるのか布団が置いてあるのか、とかそういう意味です。それから避難対象地域にどういう風に周知するあるいは避難の目的というのは地震で避難するということだけでなく、地震もあるし一番可能性があるのはその地区の中小河川が氾濫したとかあるいはどこどこ地区の裏だけ土砂崩れの危険性があるとか、そういうことに実際の避難所の活用頻度というのは高いと思います。それらについて個別にチェックして整備するべきものは順次整備し、特に重要なのはその対象地域になっている方への情報提供、具体的にどの道を通ってくればこの避難所にこう来る、この避難所がダメなときは2次的な避難所はどこなんだということまで含めまして、少し町の業務量として多くなると思いますが、この時期ですので先程お答えしたことを含めて対応をやっていかなきゃいけないと思っております。

防火水槽の関係です。消防水利として河川やため池、消火栓そして防火水槽ということになりまして、防火水槽を今まで整備しておりますし、管理についてはご存知のとおり、地域住民の方々の協力あるいは消防団の共同作業、こういうもので浚渫であるとか金網の張り替えだとかやっていたというのが現実でございまして。ふたのない防火水槽、これについてふたがないというのは設置してから相当年数が経過しているということも同じ事でございますし、老朽化あるいはフェンスが壊れているといったようなことがあり、後ほど今ちょっと数字分かるかどうか、総務課長が調べておりますけれど、区だとか地区から大変良く多くの改修・修繕の要望が出ているというのは現実でございまして。これらについては順次取り組んでいきたいと思っておりますし、この間、道路の拡張等の公共事業によって移転されているものとか、消防詰め所もそうでしたけどいくつかそういうものも出てきておりますし、そういうものも活かしながら改修の必要がある場所については早急に進めていきたいと思っております。数字が分かるかどうか、総務課長に回答させます。以上で答弁させていただきます。

議長（久保秀雄君） 総務課長篠田朗君。

（総務課長 篠田朗君登壇）

総務課長（篠田 朗君） 防火水槽の数ということなんですけど、全体で638ヶ所町内にあります。

公設の部分が大部分なんですけれども、一応618個、民施設設ようするにどこかの事業所等のものもありますけれどもそれが20何箇所かあります。合計で638ヶ所あります。その内、消防で決められているのが40t以上というのが決められているんですけれども、ふたなしの防火水槽については、月夜野地区で47個、新治地区で22個あります。水上地区は殆どふたがされているというような、数字としてはそうなんですけれども実際、現実問題として20t級の防火水槽だと思うんですけれども、要するに昔から作ったやつでふたがされていない、かといってそこにふたをすると壁等の強度もありますので単純にふたは出来ないかなという風に現在思っています。実際、消防団員の方だとか地区の人たちが協力して土砂上げだとかそういう苦勞をさせていただいているのが事実なんですけれども、実際地区の方でもそういう作業は難しいのかなというような状況かなと思っています。先程の質問の中に防火水槽は要らなくなったら壊しても良いのかというようなお話、方向性を示してくれというような話をされていたのですが、防火水槽は原則、地区のほうの要望で今設置しているのが現状でございます。昔ながらの小さい防火水槽、草の中に紛れているような防火水槽も多分あると思うんです。それらについては区長さんの方で要望を出してくるような原則がありますので、区の方でよく話し合っていて消防団員等の協議の上で、地区の方で上げていただければそれなりの処理は考えてきたいという風に思っています。それと、ふたなしの部分での要望ヶ所なんですけれども正直いったところ今現在、要望ヶ所どここの地区から上がってきてというような数字は把握しておりませんが、実際年度の予定で新しい防火水槽、そういうのも更新しながら新しい防火水槽を作って行かなくちゃならないかなというふうな考えで今いますので、そういうのについては、今現在1基2基が正直な所、年度の予定数量でございます。これらについても出来る限り地区に行つて現場を見ながら対応していきたいと思っております。よろしく願いいたします。

議長 (久保秀雄君) 5番阿部賢一君。

(5番 阿部賢一君登壇)

3番 (阿部賢一君) ありがとうございます。防火水槽の件につきましては、地元の区長と消防の協議して町の方に要望を出せば、その区で埋め戻すとかしても結構だということで理解させていただいていいですか。

それと、質問6の防災避難所マップで、町長がはっきりとダメですと、町長が当時の町長ではないから何もあれなんですけど、そういうものをまあ町民の何人かの方もこれで大丈夫かと先程も話したんですけれども、地震に限らず何かの災害で「えっ」、「ここがっ」、というような意見が多いと、そういうものを全戸にもう配付してしまった現実がある訳ですよ。それを私もあれでは配ったときにもうちょっとダメだと思ったんですけれども、ああいう避難所マップという大変大切な、今回も震災で改めてこう浮き彫りになったわけですけど、ああいうものを炯々と、まあ心配しつつも印刷して配ってちゃったと思うんですけれども、まあそういうことはかなり慎重にやはり全戸に配るものですから、町も含め地域の区長さん等も含めた中で、慎重に取り扱うべき事なんじゃないかと思っております。やはりその部分については、町も反省をしなくてはいけない部分ではないかなと思いますけど、

その点について町長。

議 長（久保秀雄君） 町長岸良昌君。

（町長 岸 良昌君登壇）

町 長（岸 良昌君） あの、率直に申し上げましたところでございますけど、もうちょっと正確に言いますと、今回の東日本大震災これの被害の状況等々をいろいろなところで見ると、避難所というのはここに集まれるという数だけあればいいという事とは違うと、これは先程申し上げた通りです。それぞれについてこのエリアはこの避難所であるという、町内の99についてお知らせするという目的であったのだと思います。ではその施設がこれは地震の時に使えるのか長期に避難に使えるのか、そうではなくて地区の方が先ず集まっていたら誰がどういう状況になっているかとい言うことを把握するだけで次に移っていたらどうか、洪水の時にはその避難所は使えるのか、土砂崩れを想定したときにはその避難所は大丈夫なのかそれぞれ全部違うと思います。そういう視点でもう一度見直して効果的なものを作らなければいけないと思っていますと、これは先程、林議員にお答えしたときの論旨と同じでございます。あらためてそういう視点でやっていくことが現時点で町の人々が大変防災について意識が高まっている、あるいは危惧されているという時点を捉えてなるべく早くそういう形で整備して行かなきゃいけないのかなと思っています。ただし、今示されている一つの避難所が、ある目的なら大丈夫だけど違う目的ではダメですよというようなことまで分かりやすくしなきゃいけない、そうすると逆にどこどこに住んでいらっしゃるどの地区の方はどういう災害の時にはどの避難所を使って貰う、違う災害ならこっち行って貰う、こっち行って貰わなきゃいけない。そういうことを地域の人々の視線に落とし避難所マップというものを、全町をカバーするのではなくて、ここにいる人がこういう災害はどこへ行けばいい、こういう災害はどこへ行けばいいと分かるような形での避難所マップというものの整備が必要じゃないかとあらためて今回の震災を機に考えたところでございます。それを率直に申し上げたところで、印刷して広報した時点の町内にも99の避難所がありますよということ自体は、その時点の広報の仕方としてはあり得たのかなと思います。何れにしても避難所についてなるべく早く検討して、直ぐ整備できるという、全てが整備出来るわけではありませんけど、それではそれぞれの目的に応じてどういう避難所に行って貰うのかそれが分かる形のものを作るのが重要だと思っています。

議 長（久保秀雄君） 5番阿部賢一君。

（5番 阿部賢一君登壇）

5 番（阿部賢一君） ぜひ、そういう形で地区毎で結構だと思うんですけど、やはり今回を契機にぜひ取り組んでいただきたいと思います。教育長、通告に無いんですけど、小中学校は定期的に避難訓練やっているんですね。

こども園とか幼稚園とかもやっていますか。

議 長（久保秀雄君） 教育長牧野堯彦君。

（教育長 牧野堯彦君登壇）

教 育 長（牧野堯彦君） 小学校あるいは中学校ですけれども、定期的に先ず地震に対しては、関東

大震災の日、震災の日等々に計画的に組んでおります。それから先日の地震に対しましても早速、いわゆる計画された時点でない例えば授業時間でないときにどうするのかというふうなものを想定した避難訓練等も取り入れて実施しております。ただし、幼稚園等につきましては管轄が違いまして、子育て健康課の方でお答えになるとは思いますけど、多分やられていると思います。以上です。

議 長 (久保秀雄君) 5番阿部賢一君。
(5番 阿部賢一君登壇)

5 番 (阿部賢一君) では、子育て健康課長いいですか。

議 長 (久保秀雄君) 子育て健康課長 青柳健市君。
(子育て健康課長 青柳健市君登壇)

子育て健康課長 (青柳健市君) 保育所につきまして、保育指針で毎月一回避難訓練をなささいということでは法的に決められております。幼稚園についてはそういう決めはございませんけれども保育所に習って現在はやっております。

議 長 (久保秀雄君) 5番阿部賢一君。
(5番 阿部賢一君登壇)

5 番 (阿部賢一君) 通告に無い部分で質問させていただいて申し訳ありませんでした。この機会にやはりその確認をさせていただいたところでございます。要するに小中学校はみなかみ町は大変早めに耐震補強、新築改築等含めて完全にクリアーをしたわけでありまして、しかしながら何点か月夜野の保育園等はまだ耐震補強の問題等も抱えているわけでありましてやはりその分につきましても経営が町では無いということもありますけどもこの機会に早期に安全を確保していただきたいと思っております。あと、いろいろ今日4名の方の議員からこの関連の質問があるわけですが建設業界との協定も基本協定をしているということで大変これは心強い限りでありますけども、やはりなかなか重機が経営的に厳しいので台数に限りがあるということもあります。みなかみ町がやはり集中的に何らかの自然災害を受けた場合には、みなかみ町の重機だけでは足りないような甚大な被害が発生したときにはやはり町外の所有者とも協定を視野に入れるべきではないかなという気がしてるんですが、それについて例えば沼田市の機械を所有している業界とかとの協定等について今思っている考えでいんですけどお聞かせ下さい。

議 長 (久保秀雄君) 町長岸良昌君。
(町長 岸 良昌君登壇)

町 長 (岸 良昌君) これもまた率直に答えさせていただきます。みなかみ町で非常に甚大な被害を受けたとただし沼田だとか他の所はピンピンしている状況というのは何を想定すればいいのか非常に難しいと思っております。それで端的に申し上げてみなかみが非常に激甚な被害を受けて沼田市等は大丈夫だよという状況の時は、みなかみ町の建設業協会の協定に基づいていつもどおり沼田の業界も応援してくれると思っておりますので改めて沼田の建設業協会とみなかみ町が協定を結ぶ必要は無いのかなというのは率直なところでございます。

議 長 (久保秀雄君) 5番阿部賢一君。
(5番 阿部賢一君登壇)

5 番 (阿部賢一君) はい、分かりました。あと地震による原発事故で放射能の問題、風評被害も大変こちらでも受けたわけでありまして。農政の担当になるかと思うんですけども、畜産も新治地区を中心に盛んでありまして、いわゆる牧草にもこの震災に関連した原発事故による放射能の被害があつて基準値はクリアーしているからということなんですけれども、いわゆる牧草等には一切問題がないのか確認させていただきます。

議長 (久保秀雄君) 農政課長高橋正次君。

(農政課長 高橋正次君登壇)

農政課長 (高橋正次君) お答えさせていただきます。ただ今手元に細かい資料は無いんですけども、先月、大峰牧場の牧草を採取して検査いたしました。数値としては250ベクレルという数字が出ております。300が暫定規制値でございますので、それ以内ということで6月1日から放牧をさせております。以上でございます。

議長 (久保秀雄君) 5番阿部賢一君。

(5番 阿部賢一君登壇)

5 番 (阿部賢一君) はい、ありがとうございます。今回は地震、津波、原発事故、停電、そして風評被害と大変計画的な災害であった訳であります。やはりこれから天災は忘れた頃にやってくると良くいいますが、いつ何時に地震が発生するか分からない、そしてまた学者の予想では近年、近い将来に8割方東南海地震が発生するだろうというような事を論ずる学者もおります。災害を機会に防災意識を高めることが必要かなと思います。町においても間接的ではありますが観光産業への影響というものは計り知れないものがあるかと思えます。一日も早い経済の回復とそれぞれ前段申し上げましたように、早い原発の終息とその一日も早い復旧と復興をご祈念申し上げながら一般質問を閉じさせていただきます。ありがとうございました。

議長 (久保秀雄君) これにて5番、阿部賢一君の質問を終わります。

議長 (久保秀雄君) ここで、休憩をいたします。再開を午後1時といたします。

(11時20分 休憩)

(13時00分 再開)

議長 (久保秀雄君) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

**通告順序3 2番 内海敏久 1. 新規就農者にみなかみからの援助を
2. 首都圏の水源を外資による山林買収防止**

議長 (久保秀雄君) 一般質問を続けます。2番内海敏久君の質問を許可いたします。

2番内海敏久君。

(2番 内海敏久君登壇)

2 番 (内海敏久君) 2番 内海敏久、一般質問させていただきます。まず最初に質問をする前に農政課の課長さん頼んでおいた過去5年間の新規就農者の数を発表していただけますか。

議長 (久保秀雄君) 農政課長 高橋正次君。

(農政課長 高橋正次君登壇)

農政課長 (高橋正次君) お答えさせていただきます。まず平成18年度につきましては5名、平成19年度につきましてはゼロ、平成20年度は1人、平成21年度は3人、平成22年度は2人ということで5年間で11人という数字になっております。以上です。

議長 (久保秀雄君) 2番内海敏久君。

(2番 内海敏久君登壇)

2 番 (内海敏久君) ありがとうございます。それでは、一般質問を始めさせていただきます。新規就農者にみなかみ町からの援助をという題目です。

農業をとりまく情勢はあまり良くなく非常に悪いと思います。非常に大変でありまして、TPPの条約が結ばれば、より大変な時代が来ると思われます。それに新規就農者ともなればみなかみ町では、今発表していただいたように数年間にまあ一年に一人か二人くらいの数だと思いますけれども、このような貴重な就農者に対して何かしてやれることがあるのではと思いますが、町長の考えを聞かせて下さい。

議長 (久保秀雄君) 町長岸良昌君。

(町長 岸 良昌君登壇)

町長 (岸 良昌君) 今ご指摘のありました農業を取り巻く現状は非常に厳しいとその通りでございます。私もそのように認識しております。また、農業従事者の高齢化が非常に進んでいるとこれもまた事実でございます。みなかみ町における新規の就農者40歳未満ということのようでございますけれども、数字は先程農政課長の方から話したように5年間で11名という数字でございます。これが県のレベルでいうとどうかということになりますと、平成12年度から21年度の10年間を見ますと、平均でございますけれども群馬県全体で156名、昔は100名切ったといっていましたので若干なりともう増えているのかなというふうには推測します。これが利根沼田で見ますと32.5人、県内に比べて利根沼田の新規就農者は多いのだらうと思っております。それに翻ってみなかみ町は、先程の数字5年間で11人ですから10年間で見ますと1年あたり1.9人と、2名を切る状況ですので新規の就農者は非常に数が少ないというのはご指摘どおりでございます。

新規の就農者の支援につきましては、群馬県農政部、あるいは群馬県農業公社、あるいは群馬県農業会議等々、これが支援窓口ということで新規の就農について支援の制度が多々あるところでございますが、諸々の相談であるとかあるいは実践的な研修として県立農林大学校で行っておるところの受け入れと言ったようなことで、新規就農に対しての支援の県の施策がある訳でございます。また就農にあたっての就農資金につきましては、国を含めて様々な資金制度が準備されております。新規の就農の為もう一つの重要な要素として耕作の農地をどう手に入れるのかということについてでございますが、これについては、みなかみ町優良農地保全条例に基づきまして、農地保有合理化事業と言うものを町が

やれることになっておりますので、この制度を活用いたしまして町が農地を借り受けて、新規に就農しようという人に農地を貸すと言ったような形で農地利用の面でも支援は出来るのかと思っております。今申し上げましたように国であるとか県であるとか各種の新規就農者に対する支援制度が出来ておりますので、これらの活用について町として相談にのる等々の形で総合的に支援していくというのが基本的な考え方でございます。

議 長（久保秀雄君） 2 番内海敏久君。

（2 番 内海敏久君登壇）

2 番（内海敏久君） これは東京で行われた議会だよりの勉強会で見た、岩手県の岩泉町の4月15日発行の議会だよりに農業後継者に支援、月額10万円を3年間交付します。という記事がありましたが、みなかみ町ではまだ必要はないでしょうか。もし、これが実現すれば農業に対する取り組みや、やりがいが出て農家に来る嫁さんも大変助かるし、嫁に来やすいのではと思いますが、町長の考えを聞かせて下さい。

議 長（久保秀雄君） 町長岸良昌君。

（町長 岸 良昌君登壇）

町 長（岸 良昌君） みなかみ町として農業に対する支援につきましては、我が町が観光で多くのお客様に来ていただいて観光と連携した農業というのは非常に大きな部分を占めておると今まで申してきたわけでございます。これに対します総合的な支援と言うのは既に議員各位ご存知のとおり多々行っているところでございます。そういう中で地域の農業に対する支援の必要なところについては、町として何があるのかと更に必要な部分は考えてまいりますけど、今ご指摘がありましたような形で直接個人に対する支払という形での直接支援というのはまだ考える段階には無いのかなという風に思っております。率直な答弁とさせていただきます。

議 長（久保秀雄君） 2 番内海敏久君。

（2 番 内海敏久君登壇）

2 番（内海敏久君） まだ少し早いと言うことでしたけれども、出来ましたらなるべく早い段階でこういう制度を作っていたらと思っております。

次に首都圏の水源を外資による山林買収から防止することですけれども、新聞やテレビでにぎやかしている外資による山林買収が問題になっていますが、みなかみ町は特に首都圏の水がめであり、貴重な水源でもあると思っておりますので、条例を作り簡単に山林を売買できなくして欲しいと思っておりますが、町長の考えを聞かせ下さい。

議 長（久保秀雄君） 町長岸良昌君。

（町長 岸 良昌君登壇）

町 長（岸 良昌君） みなかみ町はご指摘のとおり、首都圏を支えております利根川の最上流で尚かつ大きなダムで4つ、現実的に5つダムありますけど、利水的には計算上4つの大きなダムがあるということでございます。首都圏3000万人の水需要の6割は我がみなかみ町にあるということですし、その水を支えているのはご指摘のとおり森林、山林でございます。そういうことで我が町にとって山林、森林を守っていくのは実に大切な事だと思っております。これに関して言いますと外資系の森林買収については、新聞等でも多々報

道されております。現在その数字とは別に平成22年度中に住居地が外国にある外国法人あるいは外国人がどの位の山林を買収したのかと言う数字を、林野庁のデータでみてみますと、北海道・山形県・神奈川県・長野県この4つの道県で10件、45㍊が平成22年度にいわゆる外国人に買収されたという数字になっております。これは国土利用計画法と言うものがございまして、市町村に土地取引情報を届け出ることになっておりますのでそれを集約した数字と聞いております。やはり北海道が最も多くて三つの町で7件31㍊が取得されているということでございます。先程申し上げました10件の内で、香港含む中国の法人・個人が6件、そしてあとはギリシャの個人ということで、利用目的は資産保有・販売や別荘、住宅などといったような事で届出されておるようでございます。このことにつきましては政府が法規制の強化が必要であろうという視点からプロジェクトチームを発足させ検討を始めていると聞いていますのでございます。我が町の取引状況でございますけれども、先程申し上げました国土利用計画法の事後届出制度がございまして山林すなわち都市計画区域外ということになりますので、1万㎡以上の土地取引について届け出がなされるわけでございますが、現在までにみなかみ町での外資系の森林買収事例は確認されていないところです。これについての対応でございますが、利根沼田広域圏で、理事長が沼田の市長さんですが、相談いたしまして平成23年1月には水源地域への外国資本による森林買収の規制に関する法整備を求める要望書を作成いたしまして、総理大臣、農林水産大臣、国土交通省等の大臣に提出したところでございます。また私も役員をやらせていただいております、水源の郷協議会では同様の要望書を要望・陳情に併せて出すということで準備しておるところでございます。このような形での活動をしているところでございます。今、条例で規制をできないかというお話でございますが、山林の土地所有という形態から見ますと、企業だとか法人が所有する山林につきまして、国際的に資本が流動化しています。先程届出の時、個人名のお話を致しましたが名義上の所有が外国人に移らなくても山林を所有している法人、企業等の実質的な支配権が外国人の経営者に移動するというところでございます。このことについては非常に大きな面積が動く可能性があるということで、この要素も国の段階で議論されている中でも一つの視点に入られているというふうに推測しております。以上のようなことで今ご指摘の水源地域みなかみ町として外資系による森林の買収は困ったものだということは、私も全くその通りだと思っております。けれど町の権限の及ぶ範囲で実効的な規制を行うということについては非常に難しいと思っておりますので、国の方で検討されている法律が早期に成立する等々の国での検討を見守っていきたく思っております。最初に申し上げた通りでございますけれども、首都圏の産業と生命を支えております水源地であります、みなかみ町としては地域の山林を守り育てていくのは大事な責務でありまして、ご存知のとおり「水と森の防人宣言」を行っております森林整備対等の活動これを中心として保全と適切な管理を心がけておりますけれども、尚一層留意していきたく思っているところでございます。

議長 (久保秀雄君) 2番内海敏久君。

(2番 内海敏久君登壇)

2番 (内海敏久君) ありがとうございます。これは耳に挟んだ話ですが、私の知り合いで旧

水上町に山林を持っている人がいますが、その人に聞いたところその人はもし、買い手が
いればいつでも売っても良いということを言っていました。そんなことをされては本当は
困るのですが、もしそういう物件が出た場合には、町としてどのような対応を取って
いただけるでしょうか。

議 長 (久保秀雄君) 町長岸良昌君。

(町長 岸 良昌君登壇)

町 長 (岸 良昌君) 今、内海議員から事例の紹介がございました。全国で外国人が山林を売買
するという動きが多いというのは、山林を保有していても非常に経済的に苦しい、山林の
価格自体が高くないといったようなことで非常に動いているとも聞いております。今のお
答えになりますと、県の方でも群馬は非常に森林県で森林県群馬というものから、林業県
群馬に脱皮させたいと、現大沢知事が力を入れていこうとしております。そのような形で
行きますとやはり地域における林業をきちっと整備させるというようなことについて考え
ていく必要があると思っております。實際上、経営として林業を成り立たせるのは非常に
難しい状況でございますけれど、林業組合等とも相談しながら町の中での林業というもの
を支えていくあるいは更に強化していく、これは何をすればいいか考えていきたいと思っ
ています。今、端的に売る人がいたら町として買うのかということですが、今案はござい
ませんが、当然買い取るということになれば予算措置等々で議員の方々にご相談する事
でございます。そういう事象があったときに改めてご相談申し上げたいと思っております。
以上でございます。

議 長 (久保秀雄君) 2 番内海敏久君。

(2 番 内海敏久君登壇)

4 番 (内海敏久君) はい、ありがとうございます。文章をまだ読んでいないところがありま
したので読ませていただきます。同時にまだみなかみ町には、外資による山林買収はない
と思われませんが、どうでしょうか。これはさっき町長に答えていただきました。私が新聞
で見た数ですが、北海道・山形県・兵庫県で33ヶ所で832畝ということ。北海道
の安い所では坪30円だそうです。もし物件が出た場合には、町で買い取っていただける
かどうかということもさっき話していただきました。坪30円くらいでしたら私も買い取
っても良いと思っています。以上、質問を終わります。

議 長 (久保秀雄君) はい、これにて2番、内海敏久君の質問を終わります。

通告順序 4 10番 原澤 良輝

1. 町の防災対策等について

2. 町の花「やまぶきの里」づくり等について

議 長 (久保秀雄君) 次に、10番、原澤良輝君の質問を許可いたします。

10番原澤良輝君。

(10番 原澤良輝君登壇)

- 10番(原澤良輝君) 10番原澤良輝、議長の許可をいただいたので通告に従い一般質問をさせていただきます。今回私は、町の防災対策等についてと、町の花「やまぶきの里」づくり等についてと二つ質問をしたいと思います。6月議会では防災問題について同僚4人の議員が質問することになりました。同じ問題に心を砕いていただいて非常に心強く思っていますし、今までの回答では町長も防災対策を強めるということで同じく心強く思っているところです。私も町の防災対策について私なりの質問をしたいと思いますのでよろしくお願いいたします。東日本大震災の発生から3ヶ月近くが経過を致しました。警察庁のまとめの被害状況は6月6日現在で死者15,379人、避難者98,303人で死者は毎日増加しております。巨大地震と津波による甚大な被害、そして原子力発電所の事故、風評被害などが加わり地震だけでなく4重5重の被害が出て国難とも言える未曾有の規模に達しています。多くの被災された方々が未だに心身とも深い苦しみの淵にあり先の見えない不安のもとにおかれております。犠牲になられた多くの方々への深い哀悼と共に全ての被災者の方々へ心からお見舞いを申し上げます。また被災者救援、復旧支援などに日夜奮闘されている皆様のご苦勞に心から敬意を表したいと思います。今回の地震は自然現象として地盤崩壊が500kmに及ぶプレート境界型のマグニチュード9.0という歴史的にも最大レベルの地震でした。これにより千百年前の貞観地震大津波とほぼ同じ規模の巨大な津波が東北地方から関東地方を襲いました。地震学者は阪神淡路大震災の起こった16年前から日本列島は地震活動期に入ったと指摘をし2000年の鳥取西部地震、新潟県中越地震、福岡県西方沖地震、能登半島地震、新潟県中越沖地震と続き2008年の岩手・宮城内陸地震などが発生し、その最大のものが今回の地震です。また、余震は未だに頻発しており、長野県の栄村、静岡県東部を襲った地震などは、東日本大震災との関連が指摘され今後30年間に東海、東南海、南海大地震が起こる可能性が極めて高いとされ、日本列島全体に地震災害の警告が発せられている状況にあります。想定外という言葉が至る所で使われて責任回避に利用されていました。東日本大震災後、私たちの常識も変えなければなりません。また水の力も思い知らされました。町には柏崎から三国峠、沼田、赤城山を通る柏崎銚子構造線が南北に貫いて大地震の起こる可能性が少なくありません。群馬県地震被害想定調査では3つの震源による地震が想定されており、柏崎銚子構造線を震源とした、群馬県北部地震で、みなかみ町を含め死者276人、重傷者964人、避難者44,467人、建物の全壊・半壊34,474棟などの被害を想定しています。そこで想定されるマグニチュード7.0級の群馬県北部地震では、みなかみ町の5つのダムはどういう状態になるのか、どういう対策をとろうとしているのかお伺いしたいと思います。東電は須田貝ダムの堆砂状況を河川法に基づいて国土交通省に、また電気事業法に基づいて経済産業省に毎年一回報告することになっていました。この際、一部データを長年改ざんして報告したことが明らかになりました。同様に玉原ダム、丸沼ダムなど14のダムなどで改ざんしたデータが報告されていました。こうしたことがダムに対する安全性に町民が疑問を抱くことになりさらには、東日本大震災のような大地震が起こった場合ダムが決壊すればその下流域に甚大な被害が行くことは明らかだと考えている。対応をお願いいたします。

議 長（久保秀雄君） 町長岸良昌君。

（町長 岸 良昌君登壇）

町 長（岸 良昌君） ただ今のお話、前段でございます。行政というのは何かを想定しないと何も出来ないと、これは間違いございません。何らかのものを前提にしてそれに対してどういう対応をするのかということですから想定をした中で行政を展開していかざるを得ないと言うのは事実でございます。それが証拠にただ今のご質問の中でも”想定される”群馬県北部地震ということでございます。つまり、群馬県北部地震が想定されておりこの時どうかというご質問であろうと思います。先程も申し上げましたけど、みなかみ町は利根川の源流地域ですしその水瓶としてダムを抱えております。総貯水量についてはご存知のとおり4億トンということになります。この用途というのは実に重要なものだというのはご存知の通りでございますが、今ご指摘のありました構造線、群馬県北部を通ります柏崎銚子構造線これについてマグニチュード7、これが沼田市付近の構造線上を震源とするという想定で県の方が平成7年から3ヶ年掛けて地震被害想定調査、これは平成7年の阪神淡路大震災を教訓として防災対策の強化のために調査をしたということでございますが、その時先程被害想定のお話がありました。みなかみ町ということになりますと死者6名、重傷者23名、要救出者509人、避難者1,673人、建物の倒壊が約700棟で、火災2件、焼失が14棟、そして上下水道管被害等が528ヶ所、その他にも土砂崩れ等により道路・水路の寸断等々が予想されると言う計算が成り立っています。これは正にいろいろな要件を勘案したなかで、図られたものだということでございます。これについては、それも考えながら、みなかみ町の地域防災計画、現在もそういう想定にはなっておりますけど先程からお答えしてますように改めてきちっと検証しながら組み直していかなければいけないと思っております。質問のポイントでございます、5つのダムこれは4つの貯水ダムに加えて須田貝ということでございますけれど、これについて関係者に確認したところダムの構造物については当然のことでございますけれど十分な地質調査を行って地形的要素を踏まえてダム自体の場所あるいは構造を決定しているということでございます。現在の町中にありますダムについては、少なくとも1930年以降の耐震設計が導入されているということですし、ダムというのはご存知のとおり岩盤上に基本的には直接のせる、5つのダム構造に若干差がありますけれども、分かり易く言うとコンクリートを直接布設して、岩盤の上に直接乗っかっているということで揺れに非常に強いということでございます。今回の地震で申し上げますと、町内の5つのダムでは、震度3の揺れということでございますけど、ちょっと考えていただくと分かりますように、阪神淡路大震災の時に非常に被害が大きかったのは、いわゆる岩盤上に乗っている地層が波打ってその共振活動等によって非常に震度が強くなったというようなことが言われております。それは岩盤の上に直接乗っておるので計算上、震度7の時に応力で言うようですけど800ガルという数字になるそうですがそれでは計算上なんの損傷も与えない、計算上その2倍の強度を与えてもダムは壊れないという計算しかできないと、何度問いただしてもそういう答えでございます。この辺については、橋だとかビル建造物、設計の安全率というのは2を取っているのに比べてダムは安全率4を取っているというようなこともありますし、地盤に直接乗っ

ているようなことと両方で基本的にはコンクリート構造物というようなことであるのだと思います。従いまして、ダムが壊れたらどうなるかと、再度の確認に対してどのような地震が起きたとしても最大限の被害を想定してもダム本体にひびが入る程度しか想定できないと、正に想定という言葉ですけど、そこから一気に水が噴き出したりダムが崩壊したりということはどう想定をおいても計算できないというのが現実のようです。この計算数値を見せて貰ってませんので再度確認したいと思ってますけど、そういうことです。それで地震が発生した時点で、今回もそうですが、ダムの点検を行って、今ちょっと申し上げた漏水だとか異常だとかということがあれば至急関係者に連絡するとともに水位を低下させて水の圧力を抜くということによってひび割れが拡大したりそこから急に漏水が増えるといった事態が生じないように処理するというのが、ダムの点検と対応ということできまっていますということも再度確認しております。先程の答えと同じになりますがそういう活動状況であるとか安全であるとかそういう情報のやりとりということについては、もう少しきちっとした格好で入れて貰うということを再度ダム管理者には要望して行きたいと思っております。以上でございます。

議長 (久保秀雄君) 10番原澤良輝君。

(10番 原澤良輝君登壇)

10番 (原澤良輝君) ダムの状態いろいろ説明していただいております。ダム自体の利水だとか発電の用途自体は、非常に有効だと考えています。日本で最初に出来たダムというのが、たまたま兵庫県にあり、それが阪神淡路大震災のときに7.7の震度で大丈夫であったという報告もこの間ダム統合事務所に行っているいろいろ説明を受けてきました。その辺の所は最大限大丈夫だと説明をされます。最近そういう質問が多くなったのももう少し分かり易い説明をしたいとは言っていたのですが、私の方が心配しているのは、日本の原発は非常に安全だという言い方をされていて、それでもしもの時の対策を考えていなかった。そのため、今回の時に非常に対応のまずさがあったなと思っております。国土交通省の方も安全率4をかけたり、ダムの形状においていろいろ調査方法なりを変えて設計をされているという説明も聞いてきましたし、それ自体は納得してるんですけども、ただ大丈夫だと言う説明もしてくれるんですけど、私の方としては、大丈夫だけでも想定外という形で壊れたときにどうしたらいいのかなというのが一番大切なんですよと、これからは違う質問でお願いしたいんですけどその所が大丈夫だという説明だけで納得をしないで壊れるという事を前提にしておいて、それで安全対策をとっていくという形をしていった方がダムでも良いのではないかと思います。重力式ダムが三つ、奈良俣ダムだけがロックフィルということで堤体も広がっているので揺れたときに波が立つのでその波が飛び越さないように8m位余分をもっている。ほかのコンクリートダムの場合は、アーチ式も含めて1.5m位しか余分な高さが無い形だと。そんなことで係数を4倍しているので調査についてはそれなりの自信をもっているという言い方をしていました。ただダムの寿命というのが100年だと言われているのですけれども、それは上から入ってくる土砂がいっぱいになるのに100年だという言い方をされているのでコンクリート自体の寿命というのは50年とか70年で来ると言うことだそうです。ですから須田貝が55年、

相俣が52年、藤原が53年です。それを現状に維持していくという技術というのがまだ実際に研究班でも確立していないのだと、ダムの長寿命化ということに対しての技術的なことがまだ未確立なので、それを今研究している段階です。一番あたらしい研究で21年から始めてまだ24年までかかるのでまだそれは終わってない段階です。コンクリートの寿命は50年、財務省の耐用年数でも80年なんですね。だからそういうところをみれば100年というのは、泥が流れてきていっぱいになるということで認識していただければと思います。

それともう一つ大変なのが、ため池がみなかみにもあると思うんですね、この間の大震災でも福島須賀川の藤沼湖。ため池が決壊をして7人が死亡して1人がまだ行方不明になっています。これも古いアース式のダムなので、町長の方が専門かもしれないですけど古く1949年にできたダムです。そういった関係で町の中のため池についてどうなんでしょうか。

議 長 (久保秀雄君) 町長岸良昌君。

(町長 岸 良昌君登壇)

町 長 (岸 良昌君) 先程の前段の方で言いますとダム本体が崩壊するというよりは、ダム管理上の話、人の配置がどうなっているのかと、要するに直ぐ調べに行くといったけれどどれだけ時間が掛かるのだとか、今回の原発事故の参考で言いますと上部伝達機能が無くなるとか、さっき申し上げたように直ぐ水を抜くと言いましたけど、ではその時にゲートは動くのかとか、そっちの方を良く再度ダム管理者も気を付けるようにいろんな機会にこちらの心配も相談したいと思っています。

ため池の状況です。今福島県の例が出ました。今回の地震においてですね、県内においても鳴沢湖と丹生湖のいわゆるため池のクラックが発見されたということで早急に対応したということも聞いております。今回のような大地震、先程の北部大地震のマグニチュード7を想定するのが適切かなとは思いますが、ため池等の堤体の崩壊というおそれについては率直にございます。これについて農地への流出、下流住宅への浸水等の被害が危惧されるところでございます。従いましてそういう最悪の事態にならないように、地元管理組合等の日常の管理のなかで異常箇所が見受けられた場合については、なるべく早期に補修・改修等の措置を講ずるように努めてきているところでございます。また地震、震度4以上が発生した場合にはですね、それぞれのため池を管理しております地元の管理組合であるとか、あるいは町、場合によっては県ということで、ため池の緊急点検を実施し、何らかの異常が見られた時については、底樋を直ぐに開けてため池の水を抜くということでその後、急遽急激な崩壊が起きないようにするというについては対策を講ずるということでそれぞれの管理者等には指示されているところでございます。以上です。

議 長 (久保秀雄君) 10番原澤良輝君。

(10番 原澤良輝君登壇)

10番 (原澤良輝君) どうも有り難うございます。ダムの震度が4以上になった場合、緊急対策を講ずるというようなことだそうですけど、三峰山の上のため池が2つあります。小さなため池なので、90人くらいの組合員でやっていると思うのですが、内側が水で削られ

ているのだと思うのですが、土嚢を何段か積んで防護策をして居るんですね。やはり危ないのではないかと感じたのですがその辺の所はどうか。

議 長（久保秀雄君） 町長岸良昌君。

（町長 岸 良昌君登壇）

町 長（岸 良昌君） 実は町内のため池というのを考えたときに今ご指摘のやつが一番心配でございます。心配なので余りまわりの方にご心配掛けないように触れない方が良いかなと思ったのですが、議員の方からお話がありましたので。あれについては、堤防の一番上の方が随分痩せておりますし、先程ご指摘のありました、波などでどれだけ増えたときに超えるかということになると非常に脆弱でございます。それとよくご存知のとおり立地の場所が山の一番上ということなんで本当に歴史に残っております、あれが崩壊して下流の家屋が流されたという事態というのは、北部大地震を想定しないまでも町内のため池の中でも一番心配なのかなと思っております。地元の管理組合の方からは何とかしたいというご要望が来ておりますけれども、あそこが保安林の中に入っておりますのでいろんな作業許可を取りようがないということで、実は一年ほど前に営林署並びに県の保安林関係と協議したことございますけど、今のところ補修等を行う手立てがないということでございます。今回、原澤議員からご指摘のようにあるいはその前、考えたときに私も非常に不安ですのど何らかの方法がないかこれについては至急取り組まなければいけないと思っております。

議 長（久保秀雄君） 10番原澤良輝君。

（10番 原澤良輝君登壇）

10番（原澤良輝君） やはりチャンスというのが必要な時があると思うので、今回こういう地震があったのでそれを機会にそういう形の予算も国なり県なりも考えるのではないかなと思うので、上手くそれを利用していただければ有り難いと思います。先程は、防災マップの話も出たのですが、私の方は今住んでいるところは、丁度赤谷川と利根川が合流する地点です。年寄りの話を聞くと昔は非常に川の増水に痛い目にあつたらしく、今秋祭りをやるのですが、それは水神様を祀る祭りの形を取っています。起源はいろいろあるのですがそういう説もあります。私も今年の正月に昔の話を聞かして貰い、山の途中までいつも逃げようようにしていた。山の中段に少し平らなところがあって昔こままで逃げたんだ、という話を良く聞いていたそうです。防災マップで赤谷川沿いに相俣湖から11ヶ所の避難所が設定をされております。今回防災の地図でまた作り直す、検討し直すと言ってくれたのでそういったところも検討してもらえれば有り難いと思います。実際私の近くだけで分かるところで地図を見ましたのですが、やはり場所も正確でないし全然関係ないところの場所もありますので、その辺の所も一緒に直していただければと思います。想定が県北部地震ということがありましたので、学校については耐震補強が充分取れていると思っておりますので学校以外の公共施設とか個人の住宅の耐震対策等についてどうしているのかお聞きしたいと思います。

議 長（久保秀雄君） 町長岸良昌君。

（町長 岸 良昌君登壇）

町 長（岸 良昌君） 今、古老の弁という話が出ました。古老の弁というのは本当に大切な事だ

と思っております。今回の津波の時も津波避難所として想定されているところよりも臨機に上に逃げたということで助かったところもあるようでございますし、ハザードマップの話がありました。ハザードマップの雨量というのはキャサリン台風の雨量を想定しておりますけれども、それもダムが機能しているということで、河川流量の計算についてはダムありきの計算になっていきますので本当にそれが充分なのかどうか若干不安のあるところもありますし、避難所の話については何度か申し述べたとおりでこれはきちっと見直していきたいと思っております。さて、公共施設等について耐震はどうかというご質問でございます。まず、公共施設の耐震、学校の話は先程出ましたし、また幼稚園等々の話もご指摘いただいたところです。道路についてですけれども、常日頃より道路パトロールを行って、落石だとか倒木の危険箇所のチェック、あるいは落石防護柵の設置だとか法面保護など必要な点検あるいは補修を行って対応しているというのはご存知のとおりでございます。橋についてでございますけど、15m以上の橋梁が96橋、町内にあります。2m以上15m未満の橋梁は319橋ということで、これらが集落間の連絡路だとかそしてまずはいざ災害等々の場合ですと、緊急輸送だとか避難路だというような格好で利用されることで非常に重要なものがございますが、今、橋梁点検を行い長寿命化計画を策定中でございます。危険性や重要性というのを考慮しながら、順次計画の中で耐震を含め修繕や補修を行っていくということでやっております。なお今までの所、災害時に緊急輸送路として使用する関越自動車道や国道17号、上越新幹線に架かる町道の跨道橋や跨線橋、これについては、すでに耐震補強工事を完了させた所です。建築物のほうでございます。今度は昭和56年6月の建築基準法改正によりまして、その前後で耐震基準が異なってる訳ですけども、小中学校は終わったことと、それから耐震改修促進法というものがございまして庁舎、学校、体育館等、多数の人々が利用する一定規模以上の建物、しかも旧耐震基準で作られたものについては、耐震診断あるいはそれに基づく改修の努力義務というものを求めているところです。これに該当するのは実は、みなかみ町では水上支所と新治支所庁舎、そして観光会館が該当しております。従って今後耐震診断を早急に行って行かなきゃならない状況でございます。個人住宅の件もございしますが、今年度ですれ旧耐震基準によって作られた木造住宅を所有する方に対して、耐震診断士をご要望があれば派遣できるという事業を始めた所です。対象といたしまして昭和56年5月以前に着工した一戸建てあるいは併用住宅ということで、平屋もしくは2階建ての在来軸組工法の木造建築住宅について診断するという事です。これについては町と群馬県建築士協会と連携いたしまして耐震診断士を派遣するという事で、耐震診断にかかる費用を一律化すると同時に、診断費用を町が補助するという事で、依頼された方は交通費と必要な付帯費用という支払で耐震診断を受けられるということでございます。これについて事業費については、2分の1が国庫補助ということで本年度23年度については5軒分の措置をしているところでございます。実際の診断ということになりますと現在、利根沼田建築士協会認定診断士のリストアップをしていただいている最中でございますので、この名簿ができ上がってくるのを待っている状況です。それが出来次第、町民の方々に周知を進めていきたい。それによって木造住宅の耐震診断をやっていただきその次の策についてご検討願うということでございます。

議長 (久保秀雄君) 10番原澤良輝君。

(10番 原澤良輝君登壇)

10番 (原澤良輝君) どうもありがとうございました。個人の方の耐震ですか、建物をどのくらい耐震性にするかという義務のような計画があると思うのですが、何%にするとか、それは計画はまだ立てていないですか。10年から27年までというので。

議長 (地域整備課長) 地域整備課長 増田伸行君。

(地域整備課長 増田伸行君登壇)

地域整備課長 (増田伸行君) お答えいたします。町では今、一般住宅の耐震については、目標を定めていませんが群馬県で耐震改修促進計画というのがありまして、一応平成18年から平成27年の10年間で耐震化率を住宅で85%を目標としております。後は、特定建築物については90%以上、出来ましたら県に準じてやるべきかなと思っております。以上です。

議長 (久保秀雄君) 10番原澤良輝君。

(10番 原澤良輝君登壇)

10番 (原澤良輝君) 個人の方も町が何とかしてやれる、そういうふうに誘導してもらえれば進むのではないかなと思います。よろしく願いいたします。

続いて、放射能の事なんですけれども、福島第一原子力発電所の事故による放射能についてこれまで日本共産党は、福島原発について地震被害と津波により全電源喪失により炉心溶融に至る事故の危険性を繰り返し指摘し、その対策を講ずるように要求をしてきました。しかしその時々政権が、日本の原発は大丈夫だと繰り返しててまともな対策をとらなかったんですね。その責任は重大であると思っております。正に今回の原発の事故というのは明らかにそういった意味では人災であるということを目指したいと思っております。今回の事故で原発がどういう損傷を受けたのかその全体像がなかなか明らかにされなくて、必要な情報が東電からも提供されなくてその結果、消防士の放水活動でも支障を起こしたし、避けられた被ばくを消防職員に強いることになってしまったということで、対応が後出に廻って、混乱をしていました。福島第一原発の事故により県内だとか関東近県に水道水や野菜、原乳、牧草などから暫定基準を超える放射能が検出をされて国民のなかに衝撃が走ってさらに風評被害も重なって農業や観光に大きな打撃を与えてしまいました。政府は原子力緊急事態を宣言して福島第一原発の半径3km以内の住民に避難を指示して更に福島第一原発の1号機3号機が爆発をしたので半径20kmの8万人に避難指示が出され、放射能汚染に対する不安が一挙に広がっています。農家や子供のいる家庭等、町民の放射能に対する不安への対策と農産物や学校だとか大気放射能測定などの安全の確認とその町民への周知の方法をどのように取り組むのかお伺いしたいと思います。

議長 (久保秀雄君) 町長岸良昌君。

(町長 岸 良昌君登壇)

町長 (岸 良昌君) 今の答弁をここに書いて貰ってるんですけども。町は、大分早い段階から放射能を計測することが出来る体制になっていました。実際は測ってあったんですけども、現時点では全部公表してますが、本当に公表すべきなのかどうなのか、我が町は測れる設備があるので公表しますといった途端にその準備の出来ていない周辺市町村が非情に

困ったことになるのではないかと、尚かつ安全なのは分かっていたけれども、これが基準値を超えたときにそのときにどういう対策をどうするのだというものが、マニュアルというのも変ですが、国の段階でも県の段階でも今議員からご指摘のありました、正に暫定数値ということで実際に運用している数値はありますけれど、他のものについてどういう数字が出たときにどうすればいいんだと、そしてまた数字上の話と実際の健康被害この辺のものが非常に難しいので実は悩んでいたところでもありますけれども、みなかみ町でも空間放射線の測定を4月半ばから開始しまして現在、町ホームページで公表しているところがございます。これは議員もよくご存知のとおりでございます。町内の放射線測定ができるということですので、継続的にデータを集積しまして、今後は広報に定期的に掲載するといったようなことを考えております。また尚、すでにお答えしたようにホームページを閲覧できる環境にある町民に対しては刻々といいますか、その時々きちっと情報提供できる状況になっているということなので、こういうことしていきたいと思っています。實際上この放射線レベルが、健康に被害を与える恐れがあるという数値が上がったときにどうするかということですが、これは個別に町民に速やかに伝達できる方策を考えなきゃいけないこれについては考えなきゃいけないといひましても役場職員がその地域に対して区長さんであるとか民生委員だとかあるいは地域の方々をお願いして伝達するとあるいはその対策どうするのだということをお伝えする、これしかないと思っています。当然の事ながらそういう事態の時には、県その他の関係機関に連絡して共同して、専門機関等と連携して対策を取るとその必要があろうかと思っていますところがございます。

町 長 (岸 良昌君)

議 長 (久保秀雄君) 10番原澤良輝君。

(10番 原澤良輝君登壇)

10番 (原澤良輝君) 空間の放射線量を測定してホームページに公表して貰って有り難いと思っています。放射能の数字は実際に目に見えないし、実際に数字を聞くだけだと実感がなかなか湧かない。テレビだとか新聞だとかで数字が出されてしまうとそのもの事態が全部危険だみたいに誤解をされるというか感じるがあるのでその所なんですけれども、この数字の持つ意味はこういうものだと、分かりやすくいえば安全なんだよという、みたいなところがあると思うんですねそれをはっきり町民に伝えてもらえれば、余り要らない不安を心配しなくても良いんじゃないかと思っていますのでその所を上手く知恵を絞っていただければ有り難いなと思っています。取り敢えず野菜、牧草ですけど最近、福島の伊達市の梅からセシウムが検出されたということで、始めて果樹に来たんですけれども今、農家の人はサクランボとか出るとまたリンゴに影響することでちょっと心配しているところがあると思うんですけど、その辺の所もやっぱり数字をはっきりして貰えれば、そんな心配しないと考えています。その所をお願いします。

議 長 (久保秀雄君) 町長岸良昌君。

(町長 岸 良昌君登壇)

町 長 (岸 良昌君) 今ご指摘の点について実は心配はしておりますけれども、どういう事かといいますと、それぞれの植物あるいは同じ物でも品種等によってそういう放射性物質が地

面にあったときに吸収のメカニズムなりその吸収するオーダーが相当程度違う、これは果樹に限らず他の牧草であっても種類によって吸い上げるのが10倍違うとかですね非常に難しいと聞いております。みなかみ町の放射能の現在の状況からいうと、生産物が出来たときに問題の数値になるということは心配しておりませんがそれがどういうメカニズムでどうなるのかということが充分に分かっていないということなのでそういう意味では心配しているところでございます。これの効果的な対策は何なのか遅れないように早急に考えていきたいと思っております。

議長 長（久保秀雄君） 10番原澤良輝君。

（10番 原澤良輝君登壇）

10番（原澤良輝君） どうも有り難うございました。放射能についての安全性なり危険性なりを分かりやすくする講演会みたいなのを開いていただければ有り難いなと思っております。

二つめの町の花を利用した「やまぶきの里」を利用の方に移らせていただきます。町の花は「やまぶき」ですけど、町の木が「ぶな」、鳥が「うぐいす」ということでこういうものを町のPRに使えないのかということです。「ぶな」については「ぶな」の町有林をただ作るのではなく永久に切らないんだという場所を指定してそれを残していくという形でこれからそう言う計画を立てたらどうかということと、後は道路沿いとか結婚の森とか矢瀬公園とか、「やまぶき」は結構強いのでちょっと手を入れてあげれば桜が終わった後、町が黄色に染まる形になるのではと思うので、その辺のことを名勝にすることについて。

議長 長（久保秀雄君） 町長岸良昌君。

（町長 岸 良昌君登壇）

町長（岸 良昌君） まず、「ぶな」の林を作ったらどうかということですけど、「ぶな」は、800m以上の高地に生育する木だと、当然ご存知のとおりです。改めて町有林で「ぶな」の植生に適したのはどこかということになると、三峰山の中腹だとか寺間地区の上部の方、あるいは藤原地区それから永井と熊窪というのは新巻の上の方ですかね、この辺になろうということなんですけど、ぶな林が町の木として選ばれたのもあるいは自然保護の象徴的な林として取扱われているのも、世界遺産になっています白神山地だとか、新潟県の弥彦山のぶな林など、そう言う日本の古くからの時代を表現した大きな木に成長するという点にあるのだらうと思っております。従って今から人工的に植栽し、造成していくとなるとちょっと主旨が違うのかなというのは率直なところです。そうは言いながら我が町にも赤谷川上流で、新潟県境に赤谷の森がありましてこれは赤谷プロジェクト等でぶな林を大切にしています。そして藤原地先にある水源の森は多くの人も訪れてくれていて大切なものです。国有林内にあると言いながら町で活用できる話ですし水源の森あるいはそういうものを保全する中で観光にも活用していくということでやっていけば良いのではないかと考えているところです。続いて、「やまぶき」の話がございました。「やまぶき」の花につきましては、どういう植物かは別としまして、ご指摘のように4月中だいたい咲いてなかなか樹勢が強くなる木というか花です。これで観光にということなんですけれど、正にみなかみ町が春になるときにいろいろなところで見かけられると言うことで町の花に選ばれたんだと思います。なるべく目立つようにどこかにスポット的に作るというようなことだ

と、「やまぶき」は管理になかなか手間暇掛かる。おっしゃったように非常に植生が旺盛でございまして、どんどん伸びちゃうとかで、管理しなきゃいけないということがあるので今ありますものを地域の方々が大事に支援して下さる、あるいは新しいところにまちづくりの一環、地域づくりの一環として地域の方が活動されると言うものについては今までまちづくり協議会あるいはその他の方法で地域の各種の活動を支援しておりますがそういう形で地域の方がこのところにこういうふうにやっていきたいのだと、それは地域でみんなが集まって管理しましょうというようなことについては是非お願いしたいと思っていますし、そういうものを支援していくのが町の役割かなと思っています。以上でございます。

議 長 (久保秀雄君) 10番原澤良輝君。

(10番 原澤良輝君登壇)

- 10番 (原澤良輝君) ここに結婚の森というのを上げたんですけれども上毛高原駅西側に月夜野の結婚の森があるんですけれども、ここに72組くらいの記念樹がしてあります。橡の木だとかそれからこぶしだとかかえでとかいろいろしてるんですけれども、ちょっと手が入って無くなったので、名札が欠けて下に落ちてしまったりのが何件か、それから木そのものが枯れてしまっているのがあるとかで可哀想だなと思っていて、そういうところも何とかしたいなと思ったので一応一般質問をさせていただきました。ブナの方は太古からから古い木がいっぱいあるのはそれ自体は良いんですが、奈良侯の所もブナは新しく植えてますし、ダムのはげ山になったところもありますし、それから東電も戸倉辺りで植えてます。だからやはりその時々で植えて行けばまた育つんだと思います。赤沢スキー場も国有地を借りているんですが離れている町有林と交換してそこに作るとか、スキー場を営業というのではなく一つの体育施設みたいな形でそういう森と教育の場として整備していけば良いのではないかと考えています。時間ですので一般質問を終わりたいと思います。放射能の勉強会を是非お願いいたします。

議 長 (久保秀雄君) これにて10番、原澤良輝君の質問を終わります。

通告順序5 11番 島崎栄一

1. 猿の動物園をつくる

2. 粗大ゴミを町民が捨てやすいように町はどのように支援しているのか

議 長 (久保秀雄君) 次に、11番島崎栄一君の質問を許可いたします。

11番島崎栄一君。

(11番 島崎栄一君登壇)

- 11番 (島崎栄一君) 通告に従い、一般質問いたします。現在のみなかみ町には猿が1,100匹はいると推測されています。農業等に莫大な被害を与えておりその対策は緊急で重大な

町の課題です。ここ20年間轟音玉で脅かしたり、網で防御したり電波を付けて調査してきましたが被害は年々拡大しています。根本的な解決には猿のいない以前の状況に戻すことが必要だと思われます。新治地区で言えば猿がいたのは三国山脈のみで25年ほど前には永井や赤谷にも猿はいませんでした。みなかみ町は8割は森林であり2割ほどが田畑になっていることを考えれば、その2割の田畑地域に侵入する猿は全部捕獲し猿のいない地域にするべきでしょう。そうすれば農家は安心して暮らしていけます。その捕獲した猿は猿の動物園に収容し観光目的に使うのが良いと思います。

次に町民が粗大ゴミを捨てたいと思ったときに、町はどのように支援しているのでしょうか。車のない町民はアメニティーまで運べません、どのように支援しているのか答弁を求めます。最近なんですけれども私と話した町民なんです、粗大ゴミの処分に業者さんに頼んで7万円払ったと、実はみなかみ町の社協に頼むとシルバーの人に頼んで、1時間800円、2時間なら1,600円で、車を出してもらったらプラス1,000円、あと5%の手数料、あとアメニティーに払う処分料だけで、だから1万円行かないくらいで実は粗大ゴミが処理できます。ですけれども町民はそういうことを知らずに業者に頼んで7万円払っちゃった。知っていればそんなことはしなかったと思います。ですからそういうことを、今現在広報が足りていないのかなと、そういう状況が折角ですねそういう良い仕組みがあってシルバーの人に頼めば例えばシルバーの人もお小遣い稼ぎになる、町民の人も安く安心して粗大ゴミが出せるそういうものがあるのに本当に知られていない。この状況を町はやっぱり改善してより住みやすい町にしてもらえたらと思います。

議 長 (久保秀雄君) 町長岸良昌君。

(町長 岸 良昌君登壇)

町 長 (岸 良昌君) 一番最初の猿の問題でございます。これについては平成22年の3月だったと思いますけれども、日本獣医生命科学大学の准教授の羽山伸一先生、羽山先生がいわゆる有害鳥獣対策の研究では日本の第一人者であるということで、月夜野農村環境改善センターで「野生鳥獣対策の現状と課題」ということで講演会をというより勉強会ですね、やっていただいて、多く議員方々にも参加いただいたところでございます。羽山先生自体は、その時も話ありましたように、群馬県との関わりが深く平成14年から群馬県サル保護検討会の委員として、最初は下仁田町だ富岡市だと、中心に調査を行っておられたと聞いておりますが、平成21年から実は県との連携で、県と行政つまり、日本獣医生命科学大学と連携して野生動物対策推進に関する包括協定、これを結びまして、県と共同研究を進めていただいております。そのフィールドとしてご存知のとおり新治地区水上地区これを使って貰ってます。使って貰ってますというか、獣医生命科学大学の学生さんが現地に張り付いて猿の群れの行動だとか数であるとかを調査していただいております。その結果については先般報告会もやらせていただきましたけど、町の野生動物管理計画の中に折り込んでいくということでございます。ちょっと長くなって申し訳ございません。あの時の話も、猿については非常に学習能力が高いために人里にならしてはいけないということそれから繁殖力が潜在的に非常に強いので農地に依存させてはならない。それから群れの分裂によって分散拡大していくので、適切な捕獲をしなければならないというのがポイントで

ございました。その時に野生の猿といわゆる農作物に依存した猿の差についてもお話がありまして、森の猿の初産が6～7歳と、それで出産についても1年おき、そして1歳の猿の死亡率は50%程度というのが自然界であるのに比べて、里の猿といいますか農作物に依存すると初産は4歳～、要するに子供が持てるように成熟すると出産も毎年で、1歳児1年間の死亡率も10～20%におちるということなので個体数が非常に増加するというようなお話もありました。その時の話のまとめとして、よく飴と鞭と言われますけど、猿に対しては鞭と鞭です。というまとめがあったのを私、非常に印象強く記憶に残しております。ということで猿の駆除については追い払いが原則とそれから適正な個体数管理、つまり駆除だということだと思っております。先程数字のありました。1, 121頭につきましては、水上地区11群415頭、月夜野地区3群190頭、新治地区8群516頭、合計22群1, 121頭という確認になってます。この数字を管理計画のなかに入れまして公式の数字にしたいと思っております。先程ご指摘のありました、昔はいなかったとそこまで持っていくということについては私は実は正しいのではないかと思っておりますけれども動物の管理計画という中で現認されている個体数の15%までを駆除の上限にしますという取り扱いがありますので、どうしてもその地域にいる実数をきちっと把握しなくてはいけないということが課題で、それにつきましては先程ご指摘のありました、捕獲による発信器等々をつけてそれによって行動を監視するというような活動がどうしても不可欠でありました。それで過日の新治地区での報告会、これについては島崎議員も参加していただきましたけれど当時、昨年22年度にみなかみ町で捕獲した個体数、猿は89頭でした。これは、今の管理計画が生きていますのでこれによって捕獲制限数というのはどうしても規制されていますのでなかなか捕獲数が伸びないということはありません。従いまして、その600頭というベースが1, 121頭というベースに今後の中で延びてくると思いますので、少なくとも駆除しようとして、どうやって駆除するんだ、誰がやるんだとこの手立てはありますけれど駆除しようと思えば駆除できる数が増えて来ます。これについては適切に対応していきたいと思っております。何れにしても猿以外についてもやはり、集落等に出てきたときに追い払う、というのが最善であるとこれはやはりそういうご指摘もこの間の報告会であったとおりですけれども、集落との境に緩衝地帯を設けて有害鳥獣が出てきたときに追い払う、これを繰り返して学習させる、特に猿は学習能力が高いですからそれがやはり一番効果的なのかなと。今猿の動物園というお話がありました。これは強制的な棲み分けだろうと思います。駆除に比べて、動物園をして餌をどんどんやって繁殖させたのでは何の意味もありませんから、恐らく繁殖できないような管理というか動物園になるのだと思うんですけど果たしてそれが観光の役に立つのかなと思っております。時間があればご存知の話ですけれども獣害対策に相当予算を組んで対応してきているというようなお話をさせていただきますがそこを飛ばさせていただいて、敢えて観光に猿が使えないかというお話であると、一点申し述べたいと思っております。現在、一ノ倉沢への自動車の侵入をなるべく規制してあの地域にゆっくり歩いて貰って自然に親しんで貰え自然の美しさと景観の素晴らしさに触れていただこうと、加えて観光客に我が町への滞留時間を長くしていただきたいということでやってるわけですが、実は昨年の秋、ミ

シュランガイドの責任者のフランス人がその地を訪れたときに、ニホンザルというのが日本の固有種で外国人にとっても非常に興味があるということでした。一ノ倉周辺、今ご指摘のあったような視点から言って猿もいて良いところだと思いますので、逆にいうと猿を見かけても餌をやってはいけません。という看板と同時に、ここには猿が出るのだということで非常にインバウンドを含めまして非常に有効な手段になりうるのかなと思っています。従って、猿の観光へ利用と言うことになれば、今申し上げた点に限られるのではないかと思っていますし、個体数の調整についてはご指摘のとおり最大限やっていくように計画に基づいて猟友会にお願いするか地域の方々にもお願いするといったようなことをきちんと組んでいかなければいけないと思っていますのでございます。

さて、次に粗大ゴミのことでございます。ご指摘のとおり粗大ゴミについては、計画収集をしておりません。搬出する方に個別にアメニティパークに直接搬入をして貰っているというのはご指摘のとおりです。その中で、要するに高齢者だとか手立が無い、どうするのだと言うことについては、今お話がありましたように高齢者能力活用センター、いわゆるシルバー人材センターの業務として、ゴミの片付け運搬の手伝いといったようなことをやってまして、これもまた広く利用されているのはそのとおりでございます。今、ご指摘のありました業者に依頼すると高く、シルバーセンターだと相当経費が節約できるという辺りの広報が不十分だということについては、ご指摘のとおりだと思いますのであらためてシルバーセンター、社協等とも相談しながらその辺の活用というのを十分に町民の方にも諮っていただけるように広報のやり方を考えると、重要なご指摘だと思っておりますので検討させていただきます。

議長 (久保秀雄君) 11番 (島崎栄一君)

(11番 島崎栄一君登壇)

11番 (島崎栄一君) 一つ一つまた聞き直していきたいところがあるんですけども、まず猿の駆除の上限の15%と言うことなんですけれども、1,000匹なら150匹という事だと思います。ただですね、もともといたのが200匹、増えてきて1,000匹になったのかもしれないということ言えば、150匹ずつ減らしても産むのが又150匹なら全然現状維持で被害はこのまま現状維持ということになりますから、その15%という枠でいいかどうかというのは非常に疑問があります。更に言いますとその15%の枠は、外れないのかというと外せますよね、それは私も県の担当に電話して確認したんですけども地域の計画を作ってやれば、15%でなく枠を外れて50%とか、この地域にはゼロにするとかそういうことが可能だと思います。県の人には相談を受ければ一緒につくるように協力しますのでということでしたので、その15%はそういうことで外せるということで承知してもらえればと思います。

次に観光目的ということなんですけども、実は今餌をやるなとかそういう話ありましたけれども、実は新治村では役場のほうで観光目的で猿を見てもらうために餌付けを30年程前にしたということです。これはいろんな人に聞くとそのようですからこれは本当にやっちゃったということで、追い払うどころか里に出るきっかけを作ってしまったということのようです。ただ目的はそれは、観光目的だったと、観光目的で観光客増やす目的自身は

いんですけども、大変被害が出てしまっていますので、それは本当に管理されたサファリパークのような空間で外に出られない形、富岡のサファリパークありますけれども、そこもライオンもいるし象もいるかもしれないですけども、あの中にニホンザルもいるんですね、より金網の中で囲まれて猿が惨めな姿をしているのでは観光客は見ても嫌ですけども、なるべく自然に近いような環境に見えるようにコンクリートの塀で囲んで中に自然の木があつてですね、池の中に温泉でも入って雪景色の中に猿がいるような風景になるようでしたら、十分観光目的になる。更に言えば実はみなかみの中には猿ヶ京温泉という猿のつく地名の温泉地あります。折角そういう地名があるのですからそこでより積極的によすね、そこに猿の動物園作ることによって猿を売りにして観光客を呼んだらいんじゃないかと思えます。日本各地でも世界でも自然の猿、または動物園の猿ですけども猿で観光客を誘致しているところはたくさんありますし、成功しているところもあります。ですからやり方しだいでは上手くいくのではないかなと、更に農村地域の猿を捕獲してその中に入れるだけでまず、農家が助かる更にそのサファリパークは、猿の動物園の中にやる餌について、例えば人間ではあまり買わないような傷のついたりんご、落ちてしまったりんご又は、きゅうりでも市場に出せない曲がったきゅうりとかそういうのを例えば1本5円とか1個5円とか安い費用で引き取ってそれで観光客に1個50円で餌として投げてもらおうとかですね、そういう方法でやれば今まで農家が捨ててしまった農作物を少しは現金化されるんじゃないかと、それプラスその動物園の運営費にもなるんじゃないかと思えます。いろんな工夫の仕方によっては十分可能ではないか、そう思いますので今日言ってじゃあやりますという話はなかなか難しいかもしれませんが、少し検討をしていただければと、役場のほうでそういうことを企画、総合政策課とかいろんな課がありますからそういう中で被害軽減策、観光の目的両方を一石二鳥でできるこれはいい策だということ考えてもらって具体的に計画を進めてもらえるよう研究してもらえればなと思えます。とりあえずこんなところで。

議 長（久保秀雄君） 町長岸良昌君。

（町長 岸 良昌君登壇）

町 長（岸 良昌君） 先ほど元200頭の猿しかいなかった、200頭に戻すべきだとこれは非常に正しいと思っております。事実は私も県との会議でも申し上げました。当時は、今回500数頭と出ている新治地区が10年前の新治村の調査という形で猿が100頭だったという前提に基づいて、新治地区では15頭しか取れないと言うご指摘がありましたので、どう考えても200頭見つけたから150頭とらせてくれと、これについてはとんでもないというご指摘が間違いなくありました。それで今、島崎議員のおっしゃるのと同じですけども町が地域の動物管理計画を作ることによって最大限50%までの駆除の計画を県は認めることが出来る。これも承知しております。先ほど申し上げたようにさっきの数字でいいますと全体の1, 121頭のうち地区毎の数字がありますけれど、それぞれについて今回大幅に基礎数字が上がったのでそれに基づいて地域の管理計画を作ることが出来る。ということは事実でございますので、これはある程度積極的なやつにしていきたいと思っておりますし、50%という話もありました。そして群単位でこの群を減らすのかその群が

どうしても問題なのでそれを全部なくすかそういう計画というのは計画検討の中で相談しながら地域の人あるいは被害の出方、相談しながら作成していくということだと思います。もう1点、人工的に餌をやるとどうしても繁殖します。繁殖しないように管理しながら自然に近い形で猿を飼育するというのは非常に難しいと思います。今、猿ヶ京という話も出ました。実は猿ヶ京ホテルのロビーから猿が見えるということで宿泊客は非常に喜んでいて猿ヶ京ホテルの女将がおっしゃってましたけども、地域としては非常に困っていると、これはそのとおりだと思います。それらのバランスというはあると思いますけれども、なにぶんにも観光客を集めるために動物園の形でやるというのは今ご指摘をいただいて難しいと答えるのは如何かとは思いますが、繁殖しないように飼育していくということになると非常に厳しい状況で猿を置いておかなければいけない、猿が山の中でさっき申し上げた子供が生まれたら2頭のうち1頭は1年のうち死んでしまう、環境にあるというのが自然の猿ですからそのような状況を動物園の中でつくったとすれば、おそらく観光客が見るに耐えない状況になってしまうのではないかという風に感じます。今、島崎議員もすぐ答えださずによく勉強してくれということなので、勉強はいたしますけどもなかなか条件的には厳しいかなと思っているのが率直なところでございます。以上です。

1 1 番 (島崎栄一君)

(1 1 番 島崎栄一君登壇)

1 1 番 (島崎栄一君) この辺のみなかみ町の住民にとっては、結構猿は憎むべき対象みたいな感じ、非常に自分の作った南瓜を持っていく芋を荒らす憎たらしい存在だと思います。実際。本当に。ただ先ほども町長が言ったように東京から来る観光客は山に来て、「あっ猿がいた」。やっぱり見れば愛嬌がありますからそれは本当に喜ばれる存在です。上野動物園にもニホンザルいますし、だからそういう意味では観光目的に使えるものなんですね、更に猿ヶ京なんか泊まりにきたお客さんがフロントでどこに行けば猿が見られますかというお話があるわけなんですよ、そのときに富岡のサファリパークのようにきちんといつ行っても見られるような状態ならばあそこにいけば見られますよということで出来ますし、藪塚蛇センターなんて蛇だって観光客がくるんですね、ですから200匹300匹ちゃんといて群れがちゃんと群れて行動するようのが見れる楽しいものを作れば観光バスが来てくれるのではないかと、いう風に思います。猿は実は基本的には熱帯なんですね、熱帯の動物です実は、ですからニホンザルが世界的に、先ほどフランスのミシュランのっていう人が言ったのは要は、雪の中で猿がいるっていうのが珍しいと世界的に見て珍しいことなんだということです。ですから出来れば積雪地帯にやはり作ったほうがいい、だから猿ヶ京のほうが名前もそうだしいいんじゃないかなって思っているわけです。繁殖するから心配じゃないかっていうふうに今ありますけれども、野原で自由に移動するところで繁殖していつてこの1, 100匹が毎年1割増えていつて群れが分岐して師田だ名胡桃だこっちの方だってことでどんどん広がって繁殖するほうが悪夢だと思います。それよりは動物園の中で繁殖はします実際どうせ、だけどその中でその数の管理ですか本当にもうどうしようもなければ、その計画的に殺処分しなくちゃならないかもしれないですし、後はそういう世界的に見れば雪の中にいる猿は珍しいということですから、日本の商社等を通じて世界の動

物園になるべく販売するとかですね、そういうことで数を掃くような工夫があるんじゃないかと思います。あとは、三国館なんてのが猿ヶ京にありますけれども、あそこで芝居なんてやっていますけど、その中で日光猿軍団じゃないですけど、あの芸の出来るやつを選抜してその中で猿の芸をやって猿ヶ京に行くと猿が楽しいと、そういうようなイメージでもいんじゃないかと思うんですよね。観光地としての魅力、みなかみ町の魅力の一つに今まで憎たらしい存在だった猿を逆転して、観光の目玉に出来るようになればみんなが喜ぶんじゃないかと思うんですけどどうですか。

議 長（久保秀雄君） 町長岸良昌君。

（町長 岸 良昌君登壇）

町 長（岸 良昌君） はい、基本的に鳥獣害の被害を減らすためにはどうするんだという一番最初のお話で言うと、いづれにしても猟友会等の協力を得ながらですね個体数の数を減らしていかなければいけない。今ご指摘のようにどんどん増えちゃうんでそれに負けないように駆除すると、これが一番最初大事だと思ってます。それでその数を減らすものというのとはまた別な話として何らかの格好で観光に活かせないかというご指摘だと思ってますので、先ほどお答えしたとおり駆除計画等についてはなるべく地域のかたがたのご理解があるように、わかりやすく言うところ折角今いる猿の数というのが現実に近いところで従前の計画に比べると相当数確認されたわけですから、これをベースに積極的な管理計画を作り、その中で先ほどご指摘のありましたように個別の地域計画をすることによって15%にこだわらず更に駆除計画は作れるのだというご指摘とおりです。これについてきちっとやって行きながら、それとは一線を画した形で猿が観光に利用できないかというご指摘については、先ほどお答えしたように難しい懸念はありますけれども勉強しますということで繰り返になります。以上です。

1 1 番（島崎栄一君）

（1 1 番 島崎栄一君登壇）

1 1 番（島崎栄一君） 研究していただけるということですので期待していますので、よろしくお願ひします。赤谷にちょっとお茶のみに行ったときにですね、どおーんと大きな音が出て、誰かが追っ払ってらと思ったんですけど、出て行ったら猿がいて、腸やられて出て行ったと半死状態でもう動けないという状況で、確かに駆除しなくちゃいけないし、しています。もう惨いとかそんなの抜きにしてやらなきゃ人間が生活できないですから、やるんですけど、ただそうしないでも済む方法があるなら、そうしないほうが猟友会の人でもいいでしょうし、利用できれば最高じゃないかなと思います。ただどうしてもやらなければいけないときには駆除も絶対必要だと思っています。

あと、もう一つは粗大ごみのほうなんですけれども、ぜひですね町まだ町民のところまでそういう安く済む方法を知らない人がいっぱいいますのできちんと広報をして、7万円の出さなくて1万円以内で済むという話があるわけですから、またそのお金はシルバーの人に、町の人に流れるわけですから是非それは広報をきちんとして町民が、あ一業者が来て3万円だよとか4万円だよ、そんなんいらんよっていうことですからすぐわかるような状態にしてください。よろしくお願ひします。では、これで一般質問を終わりにします。

議 長（久保秀雄君） これにて11番、島崎栄一君の質問を終わります。

議 長（久保秀雄君） 以上で本日の議事日程第1号に付された案件はすべて終了いたしました。

散 会

議 長（久保秀雄君） 明日、6月8日は午前9時より、一般質問を再開いたします。
本日は、これにて散会いたします。大変にご苦労さまでした。

（ 14時35分 散会 ）